Ⅳ 具体的施策の展開

「施策の整備エリア及び担い手」表の見方について

それぞれの施策には、市、ブロック、中学校区、小学校区、近隣（自治会）の5層エリアのどのエリアで整備するかを示した表と、主に施策を推進する担い手を示した表を明記しています。表の見方については以下のとおりです。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣（自治会）
整備エリア		□	□		

「整備エリア」は、重層的にとらえた課題を主にどのエリア（圏域）で整備するかを示したものです。

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

「担い手」は、その施策・取り組みを実際に進めていく主体を示しています。

担い手が複数になる場合には、主な担い手を◎で示しています。（ただし、複数の担い手が並列の場合を除きます）

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

「国・府」「市」はそれぞれの行政を示しています。また、「社協」は社会福祉協議会を示しています。

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

「事業者」は、福祉サービスの提供をはじめ、社会福祉を目的とする事業を行う社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業、さらには学校・大学などを示しています。

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

「市民」は市内で生活する住民、市内に通勤、通学する人及びグループを示しています。

Ⅳ　具体的施策の展開

1　地域福祉活動推進の条件整備

地域福祉の発展には、住民のみなさんの「地域を良くしたい。ずっとここに住み続けたい」という思いが必要です。そして、この地域福祉活動をより一層推進していくには、行政による条件整備、つまり土台づくり（ヒト・モノ・お金・情報）が重要となります。

（1）コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化

5年間の取り組み状況と課題

コミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉協議会に現在13名配置されています。地域支えあいネットワーク推進事業*において、平成18年度（2006年度）に4名、平成19年度（2007年度）に6名、平成20年度（2008年度）に13名と計画的に配置してきました。コミュニティソーシャルワーカーの活動内容に地区福祉委員会活動の支援があります。地区福祉委員会が行う「ふれあい昼食会」や「子育てサロン」「障がい者（児）交流事業」などの小地域ネットワーク活動に関わることで、住民のだれもが気軽に地域福祉活動に参加できるよう、声かけや情報提供をするなど、地域福祉活動の推進に取り組んでいます。また、地域に出向くことによって、地域の問題や住民のさまざまな悩みごとが見えてきます。それらの問題について、実態把握や専門的相談を実施し、公的サービスや専門機関、地域住民等へつないで問題解決を図っています。コミュニティソーシャルワーカーが関わることによって、住民一人ひとりが地域に関心をもち、地域の問題を自分の問題としてとらえ、地域住民等の支えあいのネットワークが広がっています。今後は、関係機関・団体、地域住民の活動等のネットワーク化をさらに進めるなど、コミュニティソーシャルワーク機能を強化していくことが必要です。また、活動内容等について市民に理解してもらうため、周知方法を検討する必要があります。

コミュニティソーシャルワーカーは、地域包括支援センターを活動拠点として、6ブロックに分かれて活動していますが、現在活動拠点施設は4施設です。身近な地域で活動するためには、各ブロックでの活動拠点施設が必要です。現在、コミュニティソーシャルワーカーと福祉総務課、地域包括支援センター、こども政策室等において、地域福祉担当者会議を定期的に開催し、コミュニティソーシャルワーカーの活動状況やそれぞれの業務内容などの情報交換を行っています。

地域では、公的な福祉サービスの対象にならない、どこの関係機関にもつなぐことができないケースがあります。このような制度の谷間にある問題に対して、解決策が見つからず、ケースが長引くことがあります。これらの課題を解決するために、地域で新たに必要なサービスの提案や制度利用の改善などに向けた動きが求められます。

実態調査から…

- コミュニティソーシャルワーカーの役割や活動内容に対する満足度について、「とても満足している」が18.4%、「ほぼ満足している」が44.1%であり、約6割強が満足していると答えています。
- 「コミュニティソーシャルワーカーに期待していること」として、「地域にもっと足を運んで欲しい」「コミュニティソーシャルワーカーの周知に力を入れて欲しい」が28.6%となっています。
- 「地域福祉を推進していくために必要と思うもの」のうち、「コミュニティソーシャルワーカーの増員や活動内容の充実」が40.4%でした。

市民の声から…

- CSWの情報をもっとPRしてほしい。また、研修の機会を設けてほしい。
- CSWをもっと配置してほしい。

※「市民の声」とは、地域福祉市民フォーラムや住民懇談会などでいただいた意見の主なものを掲載しています。以下同じ。

施策の方向

1）コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化

社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図るため、今後も大阪府と連携して、コミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置していきます。コミュニティソーシャルワーカーに各種研修の機会の提供を行うとともに、活動内容について市報などを通じて定期的に市民へ周知します。

制度の谷間にある問題については、「(仮称)地域福祉問題調整会議」を立ち上げ、コミュニティソーシャルワーカーを中心に関係機関や関係団体、地域住民などといっしょに解決に向けて取り組んでいきます。

大阪府社会福祉協議会は、各老人福祉施設や民間の認可保育園に、総合生活相談員や社会貢献支援員*、地域貢献支援員*(スマイルサポーター)を配置し、くらしの問題について相談援助活動を行っています。コミュニティソーシャルワーカーがこの支援員などと連携することにより、地域の相談ネットワークをさらに充実させていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域支えあいネットワーク推進事業［福祉総務課、社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア		□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

図Ⅳ－1－1　総合支援体制のネットワーク　コミュニティソーシャルワーカーの役割

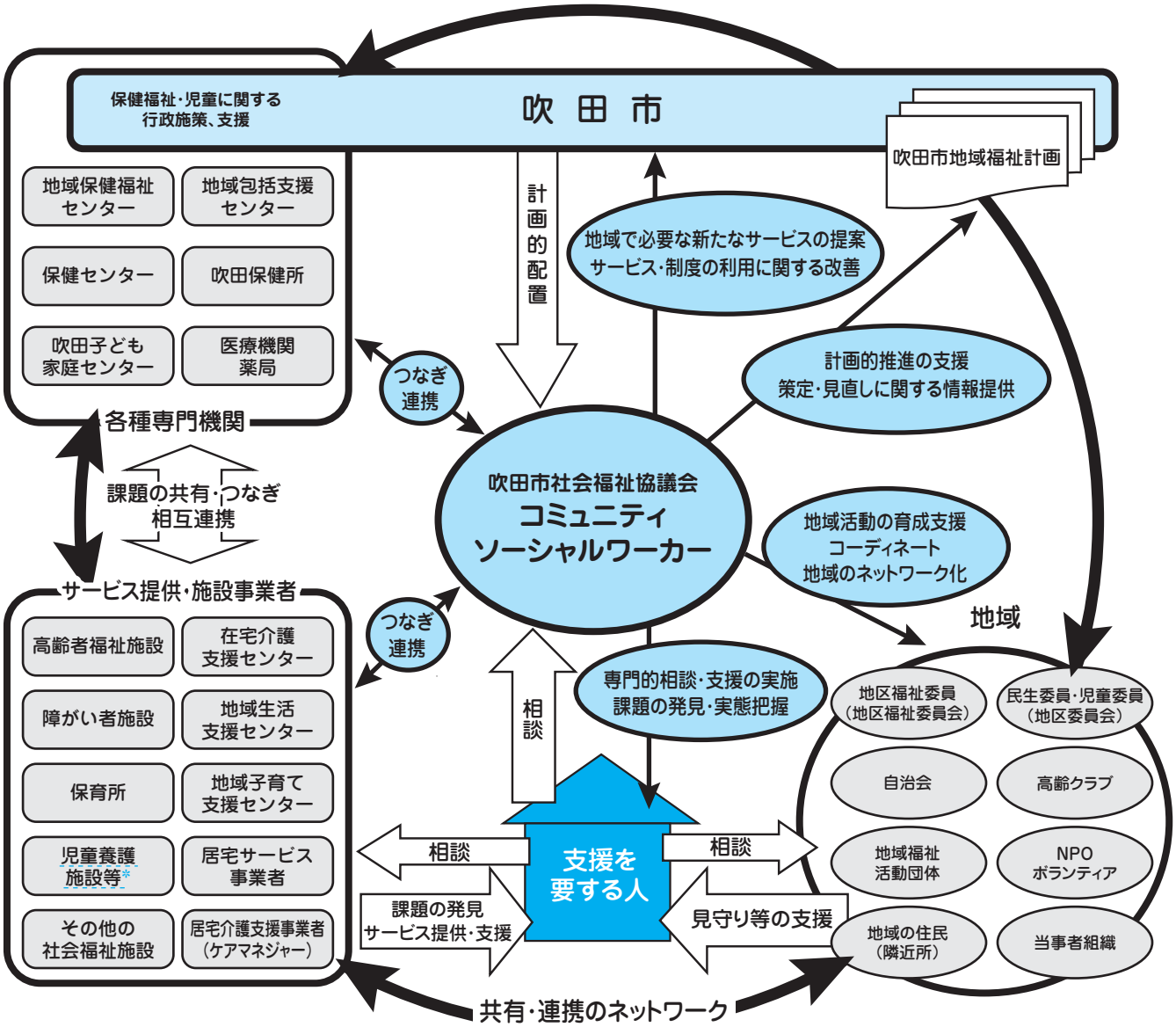

（2）ボランティアセンター（社会福祉協議会運営）の機能強化

5年間の取り組み状況と課題

ボランティアセンターでは、ボランティア活動への参加の相談やボランティアのコーディネート*の相談に応じています（ボランティアを始めたい人やグループの登録、ボランティアを頼みたい人・施設・団体等への紹介）。ボランティア相談には、登録グループで組織されたボランティア連絡会のスタッフが無償であたっていますが、平成18年度（2006年度）に専任のボランティアコーディネーター（社会福祉協議会所属）を配置し、事業の拡充と機能の強化を図りました。ボランティア相談のほかにも、ボランティア養成講座の開催やボランティア情報の提供、広報紙の発行なども行っており、福祉分野を中心にボランティア活動の推進に大きな役割を果たしています。

また、地区福祉委員会などが実施している地域福祉活動の情報を地域住民に提供することによって、幅広く住民に参加を促すと同時に、地域福祉活動をとおして、どのようなボランティアニーズがあるかを把握し、コーディネートをする必要があります。

重点課題でも取り上げていますように、地域福祉活動の担い手が不足しています。特に若い担い手が少ないことが課題になっています。ボランティアを育成し、裾野を広げるため、ボランティアの養成講座の充実や地域での出前講座の開催、子どもたちの福祉教育を進めることが求められています。また、大規模災害に備えた災害ボランティアの受け入れ態勢についても早急に整備する必要があります。

ボランティアセンターは総合福祉会館の2階の一室を事務所としていますが、市民が立ち寄るにはわかりにくいといった問題があります。ボランティアセンターを多くの市民に知ってもらうためにも、立ち寄りやすい場所での設置が求められます。

実態調査から…

- 「ボランティアコーディネーターに期待していること」のうち、「ボランティアコーディネーターの周知に力を入れて欲しい」が47.7%でした。

市民の声から…

- ボランティアコーディネーター及び同センターを周知してほしい。
- 市民が立ち寄りやすい場所でのボランティアセンターを設置してほしい。
- ボランティアの育成支援をしてほしい。講座の平日夜間、休日の開催をしてほしい。
- 積極的にインターネットを活用したボランティアコーディネートをしてほしい。

施策の方向

2）ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化

ボランティア活動の発展には、ボランティアコーディネーターが大きな役割を発揮します。ボランティア活動の登録や依頼の相談体制の充実、ボランティア活動の広報による紹介など情報提供の充実に努めます。関係機関・団体や学校、ボランティア連絡会等と連携して、ボランティアを育成し、裾野を広げるための養成講座や技能講座の充実を図るとともに、働いている人が参加しやすいように、夜間・土日の講座や地域での出前講座の開催、児童・生徒への福祉教育の推進に向けて支援していきます。また、大規模災害に備えた災害ボランティアの受け入れ態勢についても、計画的整備が図れるよう支援していきます。

該当する主な事業及び所管課

- ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］
- 地域支えあいネットワーク推進事業［福祉総務課、社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

3）立ち寄りやすいボランティアセンターづくり

ボランティア活動の発展のための支援を行うボランティアセンターが、ボランティアの交流と活動の拠点となるためには、交通アクセスの利便性が高く、当事者、青少年、高齢者などの市民のだれもが気軽に立ち寄れ、情報交換や交流がしやすいことなどが求められます。社会福祉協議会と協力して、市民が立ち寄りやすい場所への事務室などを備えたボランティアセンターの設置について検討します。また、ボランティアセンターが市民に十分に知られていないことから、市報等を通じて定期的に周知していきます。

該当する主な事業及び所管課

- ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

（3）交流の場・活動拠点の整備

5年間の取り組み状況と課題

地区福祉委員会などが地域で活動する場として、身近にある地区公民館や地区市民ホール、コミュニティセンターをはじめ、小学校の余裕教室を活用した地域交流室*などがあります。地域コミュニティ施設としては、地区公民館が小学校区単位を基本として29地区に整備されており、地区市民ホールが千里ニュータウン地域の各居住区に8か所あります。他に自治会集会施設がある地域もあります。また、全市・ブロックエリア単位の広域コミュニティ施設としては、おおむね200人規模の集会などを開催できる多目的ホールを備えた、コミュニティセンター（ＪＲ以南地域に内本町コミュニティセンター、山田・千里丘地域に亥の子谷コミュニティセンターの2館）や市民センター（4館）、山田ふれあい文化センターなどが整備され、そのほかにも市民活動に利用されているさまざまなコミュニティ関連施設があります。また、新たな広域コミュニティ施設として「子育て青少年拠点夢つながり未来館」が平成23年（2011年）3月にオープンしました。

既存施設を福祉の目的で使用することも可能です。地域交流室や小・中学校教室開放事業のほか、旧南竹見台小学校を竹見台多目的施設とし、市民相互の交流や市民文化及び福祉の向上を図っています。これら地域福祉活動の拠点施設の課題に、利用の多様化に伴う設備の改善やバリアフリー化、老朽化に伴う改修の必要性などがあがっています。地区公民館は順次改修を実施し、あわせて施設のバリアフリー化を進めています。

社会福祉協議会に設置されています施設連絡会*では地区福祉委員会の活動場所不足の解消のため、加盟全施設で福祉活動に使用できる活動場所一覧表を作成しました。また、福祉の専門的知識を持った施設職員を講師として派遣できるよう、テーマの一覧表も作成しており、地区福祉委員会へ提供しています。

実態調査から…

- 「利用している場所について感じている不便」の中で、「駐車場がない・狭い・遠い」が34.9%、「階段が大変」が20.4%でした。
- 行政への要望・意見として、「福祉活動をするにあたり、専門の建物があればもっと活発に活動できる」「公民館のトイレの男女区別化やバリアフリー化をして欲しい」という意見がありました。

市民の声から…

- みんなが集合できる場所と駐車場を設置してほしい。
- 公民館のバリアフリー対策（トイレ、階段、スロープ）だけでも先行して行ってほしい。
- 空き地、空き家、空き教室などを確保してほしい。
- 公民館などで地域福祉活動を行うとき、優先的に利用できるようにしてほしい。

施策の方向

4）広域コミュニティ施設の整備

文化活動やボランティア活動など市民の多様な地域活動の場として利用され、市民の交流と連帯の拠点としての機能を持つ、内本町コミュニティセンター及び亥の子谷コミュニティセンターをはじめとした広域コミュニティ施設を、地域福祉活動の拠点としても、さらに有効に活用していきます。今後は、1ブロックに2館ずつコミュニティプラザ*を整備し、市民活動団体やボランティア・NPOなどが使えるように整備していきます。平成24年度（2012年度）には南千里駅前の公共公益施設の整備が予定されています。

また、阪急山田駅前にある「子育て青少年拠点夢つながり未来館」は市民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、青少年委員会*、大学などが協働で運営をしており、地域福祉活動推進の拠点としての側面もあります。

該当する主な事業及び所管課

- コミュニティセンター事業［市民協働推進室］
- 子育て青少年拠点夢つながり未来館整備事業［青少年室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

5）地区公民館・地区市民ホール等の整備

身近なコミュニティ施設として、市民の文化・学習活動や交流の場となり、それぞれの地区の地域福祉活動の拠点としても活用されている地区公民館・地区市民ホール等について、老朽化している施設の改修や設備の改善等を地域の実情を考慮しながら行うとともに、施設のバリアフリー化を進めます。また、身体の不自由な方などに地域福祉活動へ参加してもらうには車での送迎が必要であり、送迎車の駐車できるスペースの確保を検討していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地区公民館の改修［中央公民館］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

6）身近な地域での自治会集会施設の整備への支援

市民にとって最も身近な地域である自治会単位で、市民が気軽に集える場の確保ができるよう、自治会が行う集会施設の整備に対して支援していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市自治会集会施設整備等事業補助金［市民協働推進室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア					□

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

7）既存施設の福祉的活用の促進

小・中学校や社会福祉施設、空き地や民家などの既存施設を地域住民の交流や地域福祉活動の場として活用するなど、既存施設の福祉的有効活用の促進について、関係者の理解と協力を求めるとともに周知に努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 教養文化事業［交流活動館］
- 地区市民ホール事業、竹見台多目的施設事業［市民協働推進室］
- ふれあい交流サロン事業、街かどデイハウス事業、高齢者いこいの間事業、高齢者いこいの家*事業［高齢生きがい課］
- 地域交流室運営事業、小・中学校教室開放事業［生涯学習課］
- 地区公民館事業［中央公民館］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□	□	□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

（4）地域福祉活動を進めるための財政支援

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動や市民公益活動*は、非営利の活動（事業）であるため、新しい活動（事業）の立ち上げ時の資金の調達や、運営を持続させていくための資金を安定的に確保することは大変難しいです。こうしたことから、自立性を促しながら活動を促進するための財政的な支援が必要となってきます。

現在、市で制度化されている地域福祉活動や市民公益活動への主な財政支援策には、次のようなものがあります。

●社会福祉活動補助金

社会福祉協議会が行う地域福祉活動（小地域ネットワーク活動等）への支援事業に対する補助です。

●ふれあい交流サロン補助金

平成17年度（2005年度）に創設。乳幼児から高齢者までの市民が、気軽にふれあい交流できる場（ふれあい交流サロン）を設け、閉じこもりがちな高齢者の参加を促し、三世代交流・ふれあい事業を実施する団体の事業に対する補助です。交付団体は、平成18年度（2006年度）は3団体でしたが、平成19年度（2007年度）以降は4団体に増えています。

●子育て広場事業補助金

平成17年度（2005年度）に創設。乳幼児とその親が気軽に集い、交流を図りながら、子育ての喜びや楽しみを共有できる場（子育て広場）を設け、身近な子育てに関する相談やそのほかの子育て支援事業を行う団体の事業に対する補助です。交付団体は平成18年度（2006年度）は3団体でしたが、平成22年度（2010年度）に7団体となり、7か所の子育て広場を整備しました。

●市民公益活動促進補助金

平成17年度（2005年度）に創設。市民公益活動団体を積極的に支援し、育てることを目的に市民公益活動を行う団体の事業に対する補助です。交付団体は、平成18年度（2006年度）の7団体から平成20年度（2008年度）には15団体に増えています。

そのほか「民生委員・児童委員活動補助金」や「保護司*活動補助金」などの福祉団体活動補助金、また連合自治会などの活動への「自治会活動補助金」、自治会が行う集会施設整備事業に対する「自治会集会施設整備等事業補助金」、コミュニティ協議会*への「コミュニティ協議会事業助成金」、さらに「障がい者団体福祉活動補助金」「高齢クラブ連合会及び単位高齢クラブ活動助成補助金」などの当事者組織活動への補助金があります。

実態調査から…

- 「地域福祉を推進していくために必要と思うもの」について、「活動のための財政支援策の充実」が35.3%でした。
- 行政への要望・意見として、「個々に予算をつけるのではなく、一括で財政支援をすると、地域はもっと真剣に予算の使い方を考えるのではないか」という意見がありました。

市民の声から…

- 地域福祉活動の資金を充実してほしい。

施策の方向

8）地域福祉活動の財政支援策の充実

財政支援策を活用していくことによって、地域福祉活動を推進していきます。また、今後も、市民の自主的・主体的な活動が進展していくよう、市民が主体となった提案型の地域福祉活動への財政支援の充実に努めます。また、財政支援策の市民への周知を市のホームページなどを通じて行います。

ふれあい交流サロン事業の開催場所については、千里山・佐井寺ブロック及びJR以南ブロックでの場所の確保について検討し、6ブロックに1か所ずつ整備するよう努めます。また、平成26年度（2014年度）までに子育て広場を12か所に整備するよう努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 自治会活動補助金、市民公益活動促進補助金、コミュニティ協議会事業助成金［市民協働推進室］
- 社会福祉活動補助金、民生委員・児童委員活動補助金［福祉総務課］
- ふれあい交流サロン事業、街かどデイハウス事業［高齢生きがい課］
- 子育て広場助成事業［子育て支援課］
- 小地域ネットワーク活動・地区福祉委員会等事業活動助成［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□	□	□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○		

（5）地域福祉活動を進めるための情報発信

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動のための情報発信場所として、公民館や自治会などの掲示板や市役所の市民活動掲示板、地域福祉掲示板があり、市民やNPO、ボランティアなどの団体が広く情報を発信していますが、まだ不十分な状態です。情報発信の手段としては、次のものがあります。

『市報すいた』『ボランティアグループ・NPOガイドブック』
ボランティア・NPO情報誌『かがやき』『地域福祉読本』の発行
広報番組制作放送

また、社会福祉協議会でも次の情報誌等を発行しております。

『社協だより』『こども社協だより』『ボランティア情報すいた』
『コミュニティソーシャルワーカー・ボランティアセンターリーフレット』
子育て支援情報紙『きらきら』

情報発信に向けた支援としては、民生・児童委員協議会が発行しています『民児協すいた』に対しての支援があります。また、社会福祉協議会では多くの地区で新たな地区広報紙が発行されるよう、地区福祉委員会向けに広報研修を行っています。

市の情報で外国語版がないものが多く、視覚障がいのある人への情報提供についても不十分です。より多くの市民に知ってもらうための工夫や、新たな媒体の活用などの課題があります。

実態調査から…

- 行政への要望・意見として「自治会がない地域に対するPR方法を検討して欲しい」、
- 「他の福祉団体と共同して、情報を共有し、もっと効率の良い活動をして欲しい」という意見がありました。

市民の声から…

- 他の地域の福祉活動も知りたい。
- 一目でわかるような情報提供をしてほしい。また読みやすくする努力をしてほしい。

施策の方向

重点課題 1

9）地域福祉活動を進めるための情報発信

地域福祉活動の推進には、活動の内容を広く市民に知ってもらい、活動への参加を促す情報発信が欠かせません。地域福祉活動団体や各関係団体が市民へ配布する情報誌・パンフレット等を市の施設等へ設置することについて、協力・支援するとともに、新たな設置場所の確保に努めます。また、インターネットなどの新たな媒体を活用しての情報発信等の可能性を検討していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 『市報すいた』発行事業、広報番組制作放送事業［広報課］
- 『ボランティアグループ・NPOガイドブック』　ボランティア・NPO情報誌『かがやき』発行、市民活動掲示板における情報発信［市民協働推進室］
- 地域福祉掲示板における情報発信［福祉総務課］
- 『社協だより』等発行事業、ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

コラム

夢のファミリーフェスタ

バランスゲームで遊ぶ子どもたち

毎年夏に「夢のファミリーフェスタ」が、吹田市文化会館（メイシアター）で開催されています。これは、吹田市民生・児童委員協議会が子どもたちにものづくりの楽しさを知ってもらい、親子が交流することで、そのつながりを深めることを目的に実施しています。

この日は、マジックやジャグリング、吹奏楽団の演奏会など、子どもも大人も楽しめる企画でいっぱい。手作りおもちゃをつくるクラフトコーナーでは、子どもたちはつくったおもちゃで遊んで大はしゃぎしています。ゲームコーナーなどあちこちから、子どもたちの元気な声が響いています。

2 公民協働による地域福祉活動の充実

だれもが住み慣れた地域の中で自分らしく生きるには、地域のすべての人が、お互いがお互いを認めあい、そして支えあうことが大切です。そのためには、地域の福祉を推進する核となる人材の発掘と、そういった人が所属する諸団体への活動の支援が必要となります。また、住民の福祉・人権意識を高めるために、若年層、子育て世代、団塊の世代、外国人など、さまざまな人を地域の活動によび込むことで、地域が常に開かれた場とすることも大切です。

（1）地域福祉活動への参加の促進（担い手づくり）

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動は、地区福祉委員会活動、民生委員・児童委員活動、ボランティア・NPO活動、社会福祉施設の取り組みなど、さまざまな団体、個人やグループによって進められています。しかし、一方では地域福祉活動の担い手不足や高齢化、また、男性の参加が少ないといった問題があります。

政府の『高齢社会白書』では、8割の高齢者が「困っている世帯に手助けしたい」と考えているのに、実際「手助けしている」高齢者は、3割ほどにとどまっているとあります。この「手助けをしたい」高齢者を地域福祉活動の参加につなげるためのきっかけづくりが必要です。

社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターでは、働いている人が参加しやすいように、土日に各種講座を年に数回開催していますが、団塊の世代や男性が地域に関わりやすくなるようなメニューづくりを検討する必要があります。

また、若い世代の担い手が少ないことも問題です。若い世代は、地域との関わりが薄く、地域福祉活動についても知らない人が多いのが現状です。個人を重視する価値観がしだいに強まり、情報化社会により、ますます人と接する機会も少なくなり、他者に関心を持たなくなる傾向にあります。しかし、地域福祉とは、すべての人が福祉の担い手であると同時に受け手でもあります。自分には無関係という意識を変えていく必要があります。若い世代に向けての取り組みとして、青少年リーダー講習会、こども会地区ジュニアリーダー講習会、少年の村*などがあり、地域に根ざした活動やボランティア活動への参加の促進に努めています。

本市は、全国でも有数の「大学のあるまち」であり、これらの大学と連携した事業を展開しています。大学に市の担当職員を派遣し、地域福祉などをテーマにした講義を行ったり、各大学の施設や講義を市民に開放することにより、市民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう努めています。また、多くの学生がインターンシップやスクールボランティアなどのプログラムを活用する際に、市のボランティアネットワークシステムにも登録し、学校を支援しています。それがきっかけとなり、ボランティア活動に参加する学生もいます。

ボランティアセンターでは、ボランティア情報を市内の大学へ提供したり、「夏のボランティア体験プログラム」を実施し、大学生、高校生がボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを行っています。また、地域で大学生を受け入れる取り組みをしている地区福祉委員会もあります。

地域福祉では、サービスの受け手となる当事者やその家族も参加して、みんなで支えあうという視点が大切です。ボランティアセンターでは、当事者団体との懇談会を行っています。また、社会福祉協議会では、施設連絡会に所属する高齢者福祉施設と当事者団体とで懇談会などを実施し、地域福祉推進のための連携や協力についての意見交換を進めています。さらに、精神保健福祉ボランティア養成講座を当事者と協力して開催しています。

実態調査から…

- 担い手の問題として「若い人の参加が少ない」（69.5%）、「実際に活動している人が少ない」（52.1%）、「男性の参加が少ない」（42.3%）など活動の担い手不足が上位3つを占めています。
- 担い手を増やすために必要な支援についてたずねたところ、「ボランティア募集や地域福祉活動の周知など広報を充実する」が66.2%、「地域福祉・ボランティア活動の必要性を学ぶ学習会を開催する」が45.9%でした。

市民の声から…

- 地域のボランティアを増やしてほしい。特に若い人が参加してほしい。
- 地域の人向けに学習会を実施してほしい。その際に専門施設の職員に講師として来てほしい。
- 地域の広報誌で担い手を募集したところ、何件か応募があった。
- 有償ボランティア制度を検討してほしい。
- あらゆる人が自分のできる範囲で地域に関わってもらいたい。

施策の方向

10）くらしや健康に関する地域課題を認識するために小地域単位での学習会や懇談会の開催支援

重点課題 2　新規

実態調査をみると、地域の実情を知ることが地域福祉活動の参加のきっかけになっていることがわかります。地域福祉活動の担い手を増やしていくためには、くらしや健康に関する地域の課題を知ってもらうことが必要です。本市が実施している出前講座などを活用し、小学校区などの小地域で気軽に参加できるような学習会や懇談会の開催について支援していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

11）男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実

地域福祉活動をさらに発展させていくには、若年層や勤労者層、団塊の世代など、多様な層の人が参加することが必要です。特に活動の大きな力となる団塊の世代については、その知識や経験を生かして、地域福祉活動の担い手になるよう社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動のメニューを工夫するなど、参加へのきっかけづくりを図ります。また、働いている人が参加しやすいような、イベントのお手伝いなど不定期のちょっとしたボランティア（ち

ょっとしたボランティアのことを「ちょぼら」とよぶ地域もあります）メニューを用意することも考えられます。

また、実態調査では、男性の担い手が比較的よく参加している活動は、「キッズセーバーなど子どもの安全対策・見守り活動」「小学校におけるクラブ活動や総合的学習、土曜日などの取り組みへの教育的支援」「集会や行事の手伝い」などとなっています。ほかにも、市や社会福祉協議会が実施している、介護支援サポーター、認知症関連講座、傾聴ボランティアなどの各種講座があります。このような活動に男性が参加しやすいということを各関係機関・団体に周知し、担い手づくりに役立てていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地区公民館事業［中央公民館］
- ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

12）青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進

青少年の地域活動やボランティア活動への関心を広めながら、青少年が地域で活動できる場の整備に努め、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

該当する主な事業及び所管課

- 青少年リーダー講習会、こども会地区ジュニアリーダー講習会、少年の村［青少年室］
- ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

13）当事者の地域福祉活動への参加の支援

ひとり暮らし高齢者が高齢者の見守り・声かけ訪問活動に参加したり、認知症の人が子どもの保育に携わったり、障がいのある人が地域でサロンを開くなど、当事者が活動の担い手となることもできます。当事者や当事者組織が地域の活動に担い手として参加する機会を増やし、地域で新たな活動展開ができるよう、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、施設・事業所と連携して、支援を進めていきます。

該当する主な事業及び所管課

- ボランティアセンター事業・地区福祉委員会活動［社会福祉協議会］
- 高齢者友愛訪問事業*［高齢生きがい課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

14）大学との連携による地域福祉活動の促進

本市は、複数の大学が立地している環境にあります。市内にある大学との連携・協力のもと、大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域福祉活動に生かすことができるよう、大学との連携を促進していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 大学のあるまちづくり事業［文化のまちづくり室］
- ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

コラム

当事者組織を紹介します！

吹田コスモスの会（認知症家族の会）

平成2年（1990年）に、同じ悩みを持つ人々を中心に結成され、隔月で交流会を開催しています。日ごろ困っていることや、悩んでいることを打ち明けたり、介護についての意見交換などを行っています。「私だけじゃないんだ」と思えることを大切にし、安心して老後を迎えることのできる地域づくりに参加しています。

電話相談を行っています　℡ 06-6339-1210
（毎月 第1火曜日 午前10時～正午）
●問い合わせ先　℡ 06-6339-1254
社会福祉協議会　地域福祉第1係/第2係

手をつなぐ親の会

昭和36年（1961年）に、「どんな重い障がいがあっても、教育を受けることを保障しなければならない」「就学猶予、免除を許さない」との思いを持つ親たちが、知恵と力を出しあい、手をつなぎあっていこうと結成されました。生まれ育った愛する吹田で生きがいを持って、生涯を送りたいとの願いで活動を続けています。

●問い合わせ先　℡ 06-6382-9046（廣瀬）

吹田難病者連絡会

平成7年（1995年）に、難病者や慢性疾患患者、その家族が互いに助けあい励ましあって、親睦を深めながら、闘病意欲を高め、前向きに生活できる社会をつくるために結成されました。機関紙「波」を年4回以上発行し、交流会の開催や学習会、また難病*の啓発活動、地域との交流を行っています。

難病患者生活相談を行っています
（毎月第2土曜日［総合福祉会館］、第4月曜日［市役所　市民生活相談課］　いずれも午後1時から4時まで）
●問い合わせ先　℡ 06-6383-7603（山田）

（2）地域で活動する諸団体の活動への支援

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動の一つとして、おおむね小学校区単位の33の地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動があり、高齢者への「いきいきサロン」「ふれあい昼食会」「配食サービス」、子育て中の親子への「子育てサロン」、そのほか「世代間交流事業*」「障がい者（児）交流事業」「見守り・声かけ訪問」などの活動が展開されています。地区福祉委員会の活動の推進に向けて、社会福祉活動補助金の交付や、「子育てサロン」への地域担当保育士の協力などの支援も行っています。また、「見守り・声かけ訪問」などの個別援助活動は、地域全体で取り組む課題として、地区福祉委員会、民生委員・児童委員や自治会が協力しながら、各地区さまざまな形で取り組まれています。

社会福祉協議会では、一人でも多くの住民が地域福祉活動の輪に加わり、「だれもが安心して暮らせる住みよいまちづくり」を実現するため、平成22年度（2010年度）に第2次地域福祉活動計画を策定し、具体化に取り組んでいるところですが、活動場所の確保や事業費の補助など組織強化への市の支援・協力が必要です。

地域住民の身近な相談者として、生活に関する困りごとの相談や支援を行う民生委員・児童委員の活動があります。民生・児童委員協議会へは活動補助金の交付のほか、民生委員・児童委員研修の実施をしています。また、社会全体で子どもたちの健やかな成長を見守ることを目的に、平成19年（2007年）10月から始まった「子ども見守り家庭訪問事業*」は、民生・児童委員協議会の全面的な協力のもとに実施されており、今後も市との連携が重要です。民生委員・児童委員は地区福祉委員などを兼ねることも多く、多忙を極めていますが、その役割などについてあまり知られていないので、市民への周知に力を入れていく必要があります。

自治会では、市民の最も身近なくらしのエリアで、地域コミュニティづくりのための土台となる活動を進めています。阪神・淡路大震災で助け出された人の約8割は、身近な住民からの救助によるものといった報告があり、今後、自治会の加入率をどのように向上させていくかといった課題があります。

おおむね60歳以上の方で構成されている高齢クラブは、高齢者の親睦、レクリエーションの仲間づくり、学習会や社会奉仕活動、友愛訪問活動、高齢者ランチルームモデル事業などを展開しています。新しい地域福祉活動団体として、ボランティア・NPOの活動が注目されており、グループ・団体数の増加とともにその活動分野も広がってきています。ほかに認知症の人の家族の会や障がいのある人の当事者組織、難病者の連絡会などのさまざまな当事者組織もつくられ、それぞれ活動を進めています。

さまざまな地域福祉課題に対応していくために、地域福祉活動団体同士が相互に連携することによって、総合的なネットワークづくりを強めていく必要があります。社会福祉協議会では施設連絡会を組織し、ボランティアセンターとの連携によりボランティア養成講座を開催したり、施設連絡会の職員（民間保育所など）が地区福祉委員会のサロン活動へ協力するなど、地域との連携を深めています。

このような地域福祉活動を行っている団体に対して、活動補助金の交付などの支援を行っていますが、それぞれの団体の役割や活動内容などについて、広く市民に周知していく必要があります。

市民の声から…

- 地域福祉活動団体の活動の充実を図ってほしい。
- 社会福祉協議会が中心となって、地域福祉活動団体間の交流を進めてほしい。
- 自治会への加入を市民へ周知してほしい。
- 地域で見守るために支援を必要とする人（高齢者や障がいのある人）の情報の共有化をしてほしい。
- 民生委員・児童委員の業務が増えてきており、大変である。

施策の方向

15）社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援

社会福祉協議会が住民の視点から策定した「第2次地域福祉活動計画」が円滑に推進されるよう、積極的な支援を行っていきます。

社会福祉協議会が住民や民間諸団体の行う地域福祉活動推進の要となって地域福祉推進の中核的役割を発揮できるよう、体制整備等、基盤強化に向けて支援します。また、地域での活動推進の核となっている地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動の推進を支援していくとともに、社会福祉協議会及び地区福祉委員会の役割や活動内容を広く市民に知らせ、地域福祉活動への市民の参加を促していきます。

また、社会福祉協議会が行う地域ふくし協力金（賛助会費）や赤い羽根共同募金、善意銀行事業など、法人の寄附に対する理解・協力が深まるよう広報を行うなどの支援をしていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 社会福祉協議会の広報への支援、地域支えあいネットワーク推進事業、社会福祉活動補助金、ふれあい昼食会事業補助事業［福祉総務課］
- 地区福祉委員会が実施する子育てサロンへの支援［子育て支援課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎			

16）民生委員・児童委員活動への支援

民生委員・児童委員が地域福祉の推進・発展にその役割を発揮していけるよう、福祉諸制度に関する情報提供や研修活動の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容を広く市民に知らせていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 民生委員・児童委員活動補助金、民生委員・児童委員研修の充実、民生委員・児童委員の周知への支援［福祉総務課］
- 新任民生委員・児童委員研修会［福祉総務課　ほか］
- 子ども見守り家庭訪問事業［こども政策室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

17）自治会を中心とした地域活動への支援

地域住民にとって最も身近な地域活動である自治会活動や、高齢クラブ、こども会などの地域住民組織を中心とした活動の活性化への支援を行っていきます。各組織の交流の場を設け、活動内容について学びあう場をつくるための支援をしていきます。また、自治会の地域活動の周知及び加入率の向上を図るため、引き続き市報やインターネットなどを通じての啓発を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 自治会活動補助金［市民協働推進室］
- 高齢クラブ活動補助事業、社会奉仕活動事業［高齢生きがい課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				□	□

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

18）ボランティア・NPO等の地域活動への支援

ボランティア・NPOなどが地区福祉委員会などの地域団体と連携し、地域の活動の担い手としてもその役割を発揮できるよう、活動内容を市報やインターネットなどを通じて広く市民に紹介するよう検討していきます。また、ボランティア・NPOが取り組む公益的な事業や、高齢者が自立した生活を支えるため、柔軟できめ細やかなサービスを提供する街かどデイハウス事業者に対し、引き続き支援を行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 市民公益活動促進補助金［市民協働推進室］
- 街かどデイハウス事業［高齢生きがい課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□		□		

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

19）当事者組織の活動への支援

社会福祉協議会と連携して、当事者組織の活動を支援していきます。また、当事者組織が組織内の情報交換や交流活動を行うだけでなく、地区福祉委員会などの活動と連携して、地域住民と交流したり、相談活動などを展開したりできるよう必要な支援を行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 当事者の会等への支援［社会福祉協議会］
- 福祉バス貸付事業、北摂障がい者体育大会事業、障がい者団体福祉活動補助事業
  ［障がい者くらし支援室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

20） 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援

すでに組織されている、さまざまなネットワークの取り組みを通じて、地域福祉活動団体と保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関や施設・事業所との連携を図ります。また、社会福祉協議会と連携して、施設・事業所が地域福祉活動団体に対して専門知識を提供したり、経験を交流したりできるよう、支援していきます。また、引き続き社会福祉協議会が施設連絡会をはじめとした民間社会福祉施設との連携を図り、その専門性を生かすことで、小地域で行われている地域福祉活動が充実するよう支援していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市高齢者虐待防止ネットワークの構築［総合福祉会館　ほか］
- 吹田市児童虐待防止ネットワーク会議、吹田市青少年問題協議会［こども政策室］
- ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	

21）地域福祉活動団体間の交流への支援

地区福祉委員、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア・NPO、高齢クラブ等の地域福祉活動を行っている関係者が互いに交流し連携を強化して、地域福祉活動がさらに発展していくよう、必要な支援を行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- ボランティアフェスティバル［市民協働推進室、社会福祉協議会］
- 学校等支援ボランティアネットワーク事業［指導課］
- ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□	□	□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	

コラム

ボランティア団体を紹介します！

最近「傾聴」というキーワードを耳にする機会があります。おしゃべりをして気分がすっきりした経験をお持ちの方も多いのではないでしょうか。吹田傾聴「ほほえみ」は、市内の高齢者施設や自宅に伺い、ゆっくり話し手に寄り添ってお話を聴き、相手の想いを受け止める傾聴活動をしているボランティアグループです。年2回　市内の高齢者施設を会場に、養成講座を開催しています。人生の中で経験された貴重なお話を聴かせていただき、ともに喜びや楽しみを共感できる活動にあなたも参加してみませんか。

小学校4年生の教科書に点字が載っているのをご存知ですか？　点訳グループ「あい」は、市内の小中学校へ出向いて、点字体験や視覚障がい者の方の日常のお話をしてもらう福祉教育や、視覚障がい者の読みたい本などを点訳し、手元に届けるボランティア活動をしています。視覚障がい者の文字である点字は、身近なところでも触れる機会があります。例えばエレベーター、信号機、駅の改札など。6点の組み合わせで思いを伝える言葉になる点字。ボランティアも1点1点に思いを込めて活動しています。

●問い合わせ先　社会福祉協議会 ボランティアセンター　℡ 06-6339-1210

（3）みんなの居場所づくり

5年間の取り組み状況と課題

お互いを支えあう地域づくりのためには、まず地域の人を知り、地域に関心を持つことが必要です。そして、仲間をつくることで人と人との交流が生まれ、地域に愛着を持つようになります。しかし、現在は、地域の人と人とのつながりが希薄化し、世代を超えたふれあいが少なくなっています。市民フォーラムや住民懇談会などでは、気軽に集まって交流できる場所や、憩い・集い・語らいあえる場がほしいという声が多く出されており、市民やNPOの取り組みも始まっていますが、地域に偏りがあり、さらなる充実が求められます。

子どもたちが、自然や地域の中で遊びをとおして豊かな人間関係を築き、社会性や協調性を育んでいけるよう、子どもたちのとりまく環境を整え、子どもたちの遊び場・活動の場（拠点）である居場所づくりが求められます。

学校や地区公民館、児童会館・児童センターなどで行われる地域の事業に子どもたちが積極的に参加できるよう工夫することも大切です。また、平成23年（2011年）3月に子どもたちの新たな居場所づくりの一環として、「子育て青少年拠点夢つながり未来館」が設置されました。

こどもプラザ事業では、児童が安心して安全に過ごせる居場所や体験活動の機会を提供するため、小学校の運動場などを利用し、水曜日の放課後などに「太陽の広場」、土曜日に「地域の学校」を実施しています。「太陽の広場」については、33の小学校区において実施しており、このうち「太陽の広場」の開催日を週3日又は週5日間に拡充して実施する「太陽の広場拡充実施（モデル）事業」を10小学校区で実施しています。また、長期休業中についても11小学校区で実施しています。

また、乳幼児から高齢者までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場として、「ふれあい交流サロン」が市内4か所、また、乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流しながら、子育ての喜びや楽しみを共有できる場所として「子育て広場」を7か所整備しています。また、地区福祉委員会では高齢者や親子、障がいのある人などを対象に、市内33か所でさまざまな活動を展開しています。

●ふれあい交流サロン

西山田ふらっとサロン、陽だまりルーム
ほっとサロンちさと、ふれあい交流サロンたけのこ

●子育て広場

子育てCoCoステーション、陽だまりルーム、子育て広場こすもすの家
子育て広場たけのこ、ねっこぼっこ、子育て広場オアシス、子育て広場「こっこ」

実態調査から…

- 「日ごろ何とかしなければならないと思っていること」のうち、「子どもの遊び場やスポーツする場所が少ない」が39.2%、「高齢者が安心して気軽に集える施設が少ない」が32.7%と高い割合です。

市民の声から…

- 気軽に集まり、世代間交流ができる場所がほしい。
- 子育て広場を充実してほしい。小学校区に一つずつ設置してほしい。
- 一人ぼっちで土日・祝日の居場所がない。ほっとできる居場所がほしい。

施策の方向

22）「まちの縁側」づくりへの支援

重点課題 3

市民が気軽に集り、お互い交流することによってつながりができる「まちの縁側」が、自治会単位、半径500m程度を目安に、地域のいろいろな場所で生まれるよう支援していきます。

NPOなどの取り組みへの支援として、本市で現在進行中の「子育て広場」「ふれあい交流サロン」（高齢者のひきこもり対策）もまちの縁側づくりの一環といえます。また、全国各地で始まっている「コミュニティカフェ」（食事や喫茶はもちろんのこと交流スペースもあるカフェ）もまちの縁側といえます。その他、集合住宅の一角（共用部分）や空き家・空き店舗などを活用してのまちの縁側づくりも考えられます。

該当する主な事業及び所管課

- ふれあい交流サロン事業、高齢者ランチルームモデル事業［高齢生きがい課］
- 子育て広場助成事業［子育て支援課］
- 地区福祉委員会活動［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア		□		□	□

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

23）子どもの遊び場所・居場所の充実

子どもたちが安全で安心して遊べる場所・活動できる場所（拠点）の確保と充実に努めるとともに、家庭、地域の諸団体、保育所、幼稚園、児童会館・児童センター、青少年クリエイティブセンター、留守家庭児童育成室、学校、地区公民館、ボランティア・NPO等が連携して、遊びや生活体験活動、スポーツや文化・芸術活動など子どもたちの多彩な活動の機会の確保・充実を図っていきます。

小学校の運動場等を使った「こどもプラザ事業」（水曜日等の放課後や長期休業日の「太陽の広場」、土曜日の「地域の学校」）を引き続き実施していきます。また、太陽の広場につい

て地域の実情を配慮しつつ、全市的に広がるよう進めていきます。

平成23年（2011年）3月に阪急山田駅前に設置した青少年支援、子育て支援、図書館の機能をあわせもった「子育て青少年拠点夢つながり未来館」は、「夢・つながり　であう場　はじまる場　ひろがる場」を基本コンセプトとしており、幅広い多くの市民が集い、ともに育ちあうことができるような居場所づくりをめざしています。

該当する主な事業及び所管課

- こどもプラザ事業（太陽の広場・地域の学校）［こどもプラザ推進室］
- 青少年健全育成事業補助金（学校開放事業分）、子育て青少年拠点夢つながり未来館、山の学校・海の学校（自然体験活動・環境教育推進事業）［青少年室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎		○	○

コラム

子どもをとおして地域が見える
太陽の広場

小学校の校庭で元気に遊ぶ子どもたちの中に、オレンジの服を着た大人が交じっている。子どもたちを見守っている地域ボランティアのフレンドさんだ。ここは、児童が放課後を安心して過ごせる居場所。楽しそうな笑顔にひかれ、フレンドさんのお話を聞きたくて、太陽の広場をのぞいてみた。

「実は、自分からフレンドになろうと思ったわけじゃないんですわ。家族に学校からのチラシを見せられて、『こんなんあるよ。やってみたら』って言われて…」

ステキな笑顔で話してくれるのは、吹田第六小学校でフレンドをしているKさん。4年前に引越ししてきたKさんは、知っている人もいなくて、地域のこともわからない。そんなとき、フレンドさん募集のチラシが目に入ったらしい。「とりあえず、なにか関わっていったら、地域のことがわかってくるかもしれない。時間に融通がきくので、やってみることにしたんです」。取材中、子どもたちが次から次へと太陽の広場の部屋に入ってくる。「宿題すませてから、運動場へ行くんやで」「うん、わかってる」。フレンドさんが見守る中、宿題をする子どもたち。なんだかとっても自然。「道を歩いていると、子どもたちが『あっ、フレンドさんや！』って声をかけてくれるんです。しばらく顔見てない子どもがいたら、どうしたんやろって気になって…。子どもたちの成長がなによりうれしいんです」

「次は決めるでー!」「よっしゃー! こい!」

だんだん地域に関心を持つようになったとKさん。子どもの姿を追いかけてたら、地域が見えてくる。Kさんのような地域のお父さん、お母さんがもっと増えれば、子どもたちのあいさつする声も、そこらじゅうで響くようになるだろう。そんな地域は、だれにとっても、きっと住みやすいステキな地域であるはずだ。

（4）安心・安全のまちづくり

5年間の取り組み状況と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年の地震や台風による大きな災害の発生などにより、だれもが安心して安全に暮らしたいと望んでいます。こうした想いをもとに、平成20年（2008年）3月に「安心安全の都市（まち）づくり宣言*」を行いました。平成21年（2009年）3月には「安心安全の都市（まち）づくり推進計画」を策定し、行政、関係団体、企業、市民が協力して、安心で安全に暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

大規模な災害が発生した場合、公的な援助には限界があるため、自助を基本に、互助（地域での助けあい）により少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

「災害時要援護者登録制度*」を平成21年（2009年）10月から実施しており、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人に対して、災害が発生したときや、災害のおそれがあるときに、地域で暮らすみんなで支えあうための安心・安全のネットワークづくりを推進しています。具体的には災害時に支援を希望する人が「災害時要援護者名簿」へ登録をします。その名簿を自治会や、自主防災組織*などに提供し、災害時の安否確認や避難誘導などの支援に活用します。

市では、『防災ハンドブック』を全戸に配布するなど、啓発に努めるとともに、地域住民と連携して、「自主防災組織」づくりへの支援に取り組んでいます。また、自主防災組織を結成するための救助用資機材の給付事業を行っています。平成19年度（2007年度）から地震時の死亡・負傷事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置助成事業を実施しています。施設の不燃化、耐震性の促進や市街地内の防災空間の確保など、防災性を高めるまちづくりが求められています。

子どもたちや高齢者が巻き込まれる事件が多発する中、地域での安全なくらしを求める声が強くなっています。平成22年（2010年）11月に市と吹田警察署で、「子どもと高齢者等を事件・事故から守るネットワーク吹田」に関する協定を締結しました。この協定は、子どもや高齢者、障がいのある人を事件や事故から守るため、市と同署の連携体制を強化するよう定めました。保育所・小学校等への警備員等の配置、防犯パトロール車（青パト）の運行などを実施しています。また、小学校PTAの協力も得て子どもたちといっしょに防犯マップを作成し、防犯意識の向上を図るなどの取り組みも進めています。地域では、「こども110番の家*」や地域諸団体による地域パトロール活動などが取り組まれています。

実態調査から…

- ひとり暮らし高齢者の具体的な課題として「災害時の対応」などがあがっています。

市民の声から…

- 支援を必要とする人が進んで名簿登録するような取り組みをしてほしい。
- 災害が起きたときに地域のだれもが救助にいけるような参考資料がほしい。
- 自主防災活動の推進と支援が必要である。
- 地域の福祉マップづくりをする。
- 災害時のマニュアル作成と住民への周知が必要である。
- 緊急時用に連絡網を準備する。

施策の方向

重点課題 4　新規

24）災害時要援護者対策の充実

災害時要援護者登録制度の周知、啓発により要援護者の把握に努めます。自治会、民生委員・児童委員、高齢クラブ等地域住民組織やケアマネジャー、コミュニティソーシャルワーカー等の福祉専門職員の協力を得て、登録者を増やしていくとともに、地域における自主防災組織の結成を促進し、地域の中で安否確認や避難支援などが行える支援体制づくりを進めます。また、国や府が示している災害時要援護者の避難支援ガイドラインや市町村における災害時要援護者支援プラン作成指針の趣旨に基づき、災害時要援護者登録制度や情報伝達体制の整備、福祉避難所の確保などの支援策を盛り込んだ吹田市災害時要援護者支援プランの策定をしていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 災害時要援護者対策事業［福祉総務課］
- 地域防災推進事業［安心安全室］
- 地区福祉委員会活動［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				□	□

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	◎

25）安全対策（防災・防犯）の充実

防災については、施設の不燃化・耐震性の促進、市街地の防災空間の確保のための整備等により市街地の防災性の向上を図るとともに、防災情報の提供システムの確立に努め、緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めるなど、防災体制の確立を図ります。また、地域防災力の向上のため、地域において『防災ハンドブック』や洪水ハザードマップ*を活用した防災講座を開催するなど、市民への啓発活動に努め、自主防災組織の結成を促進します。

防犯については、街頭犯罪の防止のため、犯罪防止を考慮した道路・公園等の整備を行い、夜間の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置、歩道照明の照度の確保を行うなど、防犯環境の整備に努めます。また、保育所・幼稚園・小学校等への警備員等の配置、防犯パトロール車の運行、地域諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの見守り活動の促進等、防犯体制の充実を図ります。さらに、「子どもと高齢者等を事件・事故から守るネットワーク吹田」の構築に努め、警察、防犯協議会、各種関係団体、民間事業者等と連携して、より多くの市民に対し、情報提供や情報交換、防犯教室の開催等によって市民の防犯意識の向上を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 地域防災推進事業、救助用資機材給付事業、安心安全のまちづくり講習会、青色防犯パトロール車、安心安全マップ作成支援、安心安全の都市（まち）づくり事業［安心安全室］

- 「民生委員児童委員発　災害時　一人も見逃さない運動」の実施［福祉総務課］
- 家具転倒防止器具設置助成事業［総合福祉会館、障がい者くらし支援室］
- 耐震改修促進事業［建築指導課］
- 学校園安全対策事業［教育総務課］
- 防犯警備協力員配置事業［幼稚園課］
- こども110番見まもり活動支援事業［生涯学習課］
- 「こども110番の家　運動」の実施［生涯学習課、青少年室］
- ボランティアセンター事業、地区福祉委員会活動［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

コラム

福　祉　教　育

市内のとある小学校で行われたアイマスク体験に潜入した。

子どもたちは2人一組のペアになって、校舎内を一回り。目隠しをした子は、階段あり、スロープあり、ところどころに溝や段差ありと、短いながらも盛りだくさんのコースを、ガイド役の子に手を引かれながらゆっくり歩いていく。「ここ左だよ！」「この先に階段があるよ！」。ガイド役の子はしきりに声をかけるが、壁にぶつかったり、つまずいたりと、どうも上手くいかない様子。コースの角や階段の前では、ボランティアの方々が「階段だから教えたってや」と子どもたちをサポート。みんな無事にゴールできたようだ。

アイマスクをはずしながら、「めっちゃ怖かった！」の声。「ガイドするのはどうだった？」とボランティアの一人が聞くと、「難しかった！」と子どもたち。「危ないのはわかるけど、どう伝えればいいかわからんかった」「『左だよ』じゃなくて『左に曲がるよ』ってちゃんと教えてあげないと。目が見えないってそういうことやで」「そっかあ」と、子どもたちは納得したようだった。

もうちょっとゆっくり歩いて～

福祉教育を行った社会福祉協議会は、「技術を学ぶのが目的じゃないんです」と語る。「その人の立場になって、どうしたら伝わるかな？　どう伝えたら安心させてあげられるかな？　そんな思いやりを持ってくれるきっかけになればと思っています」

ちょっとした気遣いで、人は思いが伝わったり、わかりあえたりする。子どもたちが初めて知った「目が見えないこと」。そんなささいな「気づき」をきっかけに、今日から周りの人のことを少し考えてみる、これが福祉の原点なんだと思う。

（5）人権意識・福祉意識の向上（人権教育・福祉教育）

5年間の取り組み状況と課題

多くの人々の「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がいのある人などの困っている人たちのもの」という意識がまだ多いように思われます。近年は、便利さを求める生活スタイルやプライバシーを確保する傾向にあり、集団よりも個人を重視する価値観が強まっていることで、市民の地域社会に対する関心や連帯感も薄れつつあります。

人権意識の向上のため、地域での人権啓発活動や男女共同参画に関する取り組みなどの事業を推進していますが、参加者の世代に偏りが見られることや、性別による固定的役割分担意識が依然として根強く見受けられます。また、福祉意識の向上のため、さまざまな事業を推進していますが、身近な地域での取り組みがあまり行われていないことが課題です。

平成22年度（2010年度）から、認知症サポーター養成事業*がスタートしました。これは、福祉意識の向上の一環として市民一人ひとりが認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり、認知症になっても住みよいまちづくりを推進することを目的とするものです。本市においては、認知症サポーターの平成26年度（2014年度）の目標値が1万人に対して、平成23年（2011年）3月末時点で2,551人養成しており、今後も積極的に養成していきます。

地域福祉活動を発展させていくには、小中学校における人権教育・福祉教育の取り組みや、おおむね小学校区ごとに整備された地区公民館を有効に活用して生涯学習事業との連携を図っていくことも大切です。社会福祉協議会ではボランティアや地区福祉委員会と連携して福祉教育を実施しており、平成18年度（2006年度）は4小学校のみの実施でしたが、平成21年度（2009年度）は延べ31小中学校での実施となりました。また、平成20年度（2008年度）から『こども社協だより』を発行し、小学校へ配布しています。さらに、社会福祉協議会の第2次地域福祉活動計画の中で、福祉教育の一環として地区福祉委員会やボランティアセンターに登録している人・団体に研修を実施したり、ボランティアグループや施設連絡会、関係団体と協力し、新たな福祉分野（知的障がい、精神障がいなど）に関するプログラムを作成しています。

実態調査から…

- 「日ごろ何とかしなければならないと思っていること」の回答のうち、「ボランティアや福祉に関心のある人が少ない」が52.7%と高い割合です。

市民の声から…

- 自然と助けあえる地域となってほしい。
- 小中学校と支援学校とで交流を深めてほしい。
- 高齢者と小中学生の世代間交流をもっと行いたい。
- 認知症であっても、住み慣れた地域で住み続けられるまちであってほしい。

施策の方向

26）人権意識・福祉意識の向上

地域においてすべての人が豊かに暮らしていくためには、お互いを思いやり、尊重しあうことが大切です。学校教育や生涯学習の取り組みを通じて人権意識・福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動における人と人との「つながり」づくりから、お互いのことをわかりあい、すべての人々を社会の構成員として包み支えあうといった社会的包摂の理念を推進し、ともに生きる地域社会がつくられるよう努めます。

市や人権啓発推進協議会などで行われている、さまざまな人権意識の取り組みについて、多世代の方が参加できるよう、地域での取り組みを充実していきます。また、男女の対等な立場での参画をめざし、市民・事業者・行政がともに、実効性のある研修や啓発に取り組みます。さらに、市や社会福祉協議会などで行われている、さまざまな福祉意識の取り組みについて多世代の方が参加し、小地域での取り組みが行われるよう検討します。

人権教育・福祉教育は小中学校において主体的に取り組まれていますが、社会福祉協議会（ボランティアセンター）や社会福祉施設などの協力・連携により、さらなる推進に努めます。幼児、障がいのある人、高齢者などとの交流や、車いす体験、手話・点字学習体験、盲導犬、高齢者疑似体験などの福祉体験学習の機会をつくり、これらを通じて、幼児や障がいのある人や高齢者などがおかれている実態や、どのような関わりが求められているかについての正しい理解と認識を深めていきます。また、お互いのことを理解し、多様な個性を認めあい、ともに支えあって生きていくための人権意識・福祉意識を育て、豊かな人間性をつちかうことに努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 市民ひゅーまんセミナー事業、人権フェスティバル事業、人権週間街頭啓発事業、人権啓発パネル展事業、人権カレンダー制作事業、吹田市人権啓発推進協議会活動補助事業［人権平和室］
- 地域啓発事業、世代間交流事業、地域交流事業［交流活動館］
- 広報誌による啓発［男女共同参画室］
- 主催講座の開催、男女共同参画センターだより『ソフィア』の発行　［男女共同参画センター］
- 地域福祉市民フォーラムの開催［福祉総務課、社会福祉協議会］
- 人権教育映画貸出し事業、じんけん作品事業、子どもの権利条約啓発事業パンフレットの発行［教育政策室］
- 認知症サポーター養成事業［総合福祉会館　ほか］
- 福祉教育事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

3 サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

住民のいのちとくらしを守るために、わかりやすく利用しやすい保健・福祉サービスの仕組みが必要です。今日、介護保険制度*や障害者自立支援法*におけるサービス提供のように、サービスの利用者である市民が自分に適したサービスを選択するといった制度へ転換が進んでおり、サービスの利用について十分な情報提供がなされなければなりません。利用者の選択・自己決定の原則が強調されている反面、真に選択権が保障されるような仕組みづくりが問われています。

また、制度の谷間にあってサービスの利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービスの利用に結びついていない人、サービスの利用に拒否的であったり消極的であったりしてサービスを利用していない人たちが、適切にサービスを利用できるように支援していくことも必要です。

すべての市民が何らかの形で支えあいのネットワークに関わり、地域で孤立することがないような取り組みを進めていくことが重要です。

（1）福祉サービスの利用に関する情報提供の充実

5年間の取り組み状況と課題

くらしや福祉に関するさまざまな制度やサービスなどについては、市の広報紙や『くらしの友』、ホームページ、各種パンフレットやリーフレットなどによる広報活動、説明会の開催や出前講座、吹田ケーブルテレビなどによって市民への周知に努めています。しかしながら、福祉サービスの内容や利用手続きなどについて、サービスの必要な人に情報が十分に伝わっていない、また、制度やサービスの内容が、特に高齢者、障がいのある人、外国人の方にわかりにくいといった声を聞きます。外国人の方について、平成22年度（2010年度）から、社会での孤立解消を目的に市の窓口へ英語と中国語について通訳者を派遣しています。さらに、市職員向け研修として手話講習会や点字講習会などを開催し、障がいのある人が福祉サービスの利用がしやすくなるよう努めています。

地域へ出向いての講座の開催や市民による学習会等への支援、地域と連携した身近な相談体制づくりなど、積極的に地域に出向いて、福祉サービスを必要としている人に必要な情報がわかりやすい内容で提供される仕組みをつくっていくことが求められています。そのため、社会福祉施設などの事業者や地域福祉活動を進める団体・ボランティア等の協力も得ながら、福祉サービスや地域福祉活動に関する情報の収集に努めることも必要です。

平成21年度（2009年度）から始まりました「災害時要援護者登録制度」ですが、ある地区福祉委員会で発行している広報紙に登録制度の掲載を依頼し、登録をよびかけたところ、他の地域よりも多くの登録がありました。地域ぐるみで、見守り・声かけ活動にあわせて広報紙を配布することで、支援を必要とする人へ情報が行き渡ったためと考えられます。

実態調査から…

- 行政への要望・意見から、様々な制度を知らないため苦労している人がいるといった声があります。

市民の声から…

- 市の方針や活動を広く市民に知らせてほしい。また、わかりやすいパンフレットをつくってほしい。
- 必要な情報が1か所で手に入るようにしてほしい。また、わかりやすい情報提供をしてほしい。

施策の方向

27）福祉サービスの利用に関する情報提供の充実

重点課題 1

市の広報紙やホームページ、各種パンフレットやリーフレット等のさまざまな情報媒体を活用し、保健・福祉サービスの利用に関する情報提供の充実に努めるとともに、わかりやすい情報提供となるよう、方法について工夫します。市民が必要な情報に円滑に接することができるよう、インターネット等の情報通信機器の活用についても研究し、聴覚や視覚に障がいのある人へのコミュニケーション支援の充実を図ります。

また、講座（出前講座を含む）や講演会等を開催して、健康づくりや福祉制度、ボランティアに関する情報提供を行うとともに、市民団体・グループが自主的に開催する学習会等への情報提供や職員派遣を行うなどの協力と支援に努めます。さらに、地域のさまざまな団体や事業者の協力を得ながら、きめ細やかな地域情報の収集・整理・提供を行うとともに、関係機関や地域の関係団体、ボランティア・NPO、事業者等と連携して、地域のネットワークを生かした身近な地域での情報交流・発信の方法を検討します。

該当する主な事業及び所管課

- 『市報すいた』発行事業、広報番組制作放送事業［広報課］
- 手話講習会［職員研修所、障がい者くらし支援室］
- 『ボランティアグループ・NPOガイドブック』、ボランティア・NPO情報誌『かがやき』発行、市民活動掲示板における情報公開［市民協働推進室］
- 地域福祉掲示板の設置、『地域福祉読本』の発行、地域福祉講座の開催［福祉総務課］
- 出前講座の開催、吹田市地域包括支援センターパンフレットの発行［総合福祉会館　ほか］
- 子育て支援に関するホームページの充実［子育て支援課］
- 生涯学習出前講座（吹田市職員派遣講座）［生涯学習課］
- 『社協だより』等発行事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□		□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

（2）身近な総合相談・支援体制の充実

5年間の取り組み状況と課題

①　相談の増加と内容の多様化・深刻化

何か困ったことが起きたときに、気軽に相談できる場所や、電話で応対してくれる窓口があることは、市民が安心して暮らすために大変重要です。また、こういった窓口は市民の福祉ニーズを捉えることのできる市の施策上、重要な機関となります。しかし、市民にとっては、いざ相談をするとなると、どこが窓口なのか、どこに電話をかければいいのかわからないという状況も多く見受けられます。さらに、さまざまな問題が重なり、1つの部門だけでは解決しない問題も多くあります。

現在では、高齢者や障がいのある人の介護や生活に関する相談、子育ての不安やひとり親家庭の生活の相談、生活困窮の相談などが増えています。また、児童虐待、高齢者虐待、配偶者への暴力やひきこもりといった新たな社会問題についての相談も見られ、相談内容も多様化・深刻化しています。さらに、病気やけがによる一時的な要支援状態等にある人々や、いわゆるゴミ屋敷の問題など「制度の谷間にある人」の相談もあり、対応が課題となっています。

②　相談支援窓口の現状

- **地域の相談・支援の拠点施設：地域保健福祉センター、地域包括支援センター**

本市では、高齢者や障がいのある人の在宅での生活を支える地域の拠点施設として、地域保健福祉センターをコミュニティセンターの中に整備しています。現在、ＪＲ以南地域を担当する内本町地域保健福祉センターと、山田・千里丘地域と五月が丘地区を担当する亥の子谷地域保健福祉センターの2か所が整備されています。

地域保健福祉センターは、支援が必要な対象者の発見・把握、相談の実施、サービスの提供、高齢者の健康づくり・介護予防の取り組みの支援、地域福祉活動や介護者家族などの支援、関係機関との連絡・調整などの機能を持ち、高齢者や障がいのある人及びその家族への相談・支援を推進する地域の拠点となっています。そして、その中の相談窓口機能としては、介護保険や市の保健福祉サービス（高齢者福祉、障がい者福祉、保健事業）に関する相談、サービスの申請受付、福祉サービスの紹介等の情報の提供、必要な手続きや関係機関等との連絡・調整などを行っています。

改正介護保険法の施行に伴い、新たな介護予防事業の創設とともに、「地域包括支援センター」を設置しております。地域包括支援センターは、地域包括ケア体制を支える地域の中核機関として①総合相談支援　②虐待の早期発見・防止などの権利擁護　③ケアマネジャー支援・地域のネットワークづくり　④介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担っています。総合福祉会館が片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域の3圏域を担当し、千里ニュータウン地域包括支援センターが千里ニュータウン・万博・阪大地域を担当しています。

● 地域に密着した身近な相談窓口：コミュニティソーシャルワーカー

平成18年度（2006年度）から地域に密着した生活・福祉相談員であるコミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置しています。コミュニティソーシャルワーカーは、地域福祉活動を促進し、住民の総合相談・支援を行い、地域団体や各種専門機関、施設事業者等と連携し、困っている人や悩んでいる人の問題解決に努めることで、地域の支えあいネットワークづくりを図っています。また、身近な所で気軽に相談してもらうため、コミュニティソーシャルワーカーによる福祉相談会を行っており、相談に足を運べない人への対応や相談から適切なサービスにつないでいく仕組みも含めた、身近な所で気軽に相談できる体制の一層の充実が求められています。

● 高齢者等の介護の身近な相談窓口：在宅介護支援センター*、街かどデイハウス

高齢者の地域の身近な相談窓口として、在宅介護支援センターが12か所あります。地域包括支援センターの地域での総合相談の窓口（ブランチ）として、在宅介護等の情報提供及び利用の啓発、保健福祉サービスに関する調査及び利用の調整を行うとともに、休日夜間を含めた高齢者虐待の通報窓口としての役割も担っています。

● その他の相談窓口

地域子育て支援センター*として位置づけられている保育所では、蓄積された保育のノウハウや経験を生かし、子育て相談にも取り組んでおり（公立18か所、私立17か所）、公立幼稚園においても子育て相談を実施しています。

こども支援交流センターでは、「ことばが遅い」「落ち着きがない」「友達と遊べない」などの悩みや不安のある子どもの保護者に対する相談に応じています。

地域生活支援センターでは、障がいについての相談の受付や専門機関・福祉サービスの紹介、情報提供などを行っています（5か所）。

そのほか、市の保健センターの健康相談、教育センターの教育相談、福祉関係部局、総合福祉会館、青少年クリエイティブセンター、また、府の機関である保健所、子ども家庭センター*等の関係行政機関の相談窓口、さらに社会福祉協議会の心配ごと相談等の各種相談など、さまざまな相談窓口があります。

実態調査から…

- 地域福祉活動の中で日ごろ感じていることや困っていること、悩んでいることとして「市民やボランティアの取り組みだけではどうすることもできない問題が多い」が21.2%となっています。

市民の声から…

- 夜間や休日にも対応できる、なんでも110番相談窓口を設置してほしい。
- 身近なところで相談できる場所がほしい。
- 病気や経済的なことで相談をしたい。
- 子育てや障がいのことで困ったときに、身近で相談できる窓口がほしい。

施策の方向

28）保健・福祉の相談・支援体制の充実

ア　地域保健福祉センター（地域包括支援センターの機能を備えた）の段階的整備

保健・福祉の地域拠点として、地域包括支援センターの体制を整えた内本町地域保健福祉センター及び亥の子谷地域保健福祉センターの2つのセンターの相談・支援機能及び包括的・継続的マネジメント機能を強化していきます。ほかの未整備の4地域については、地域内に、各1か所設置できるように努めるとともに、新たに地域包括支援センターの整備について引き続き検討を行います。

イ　地域の身近な相談窓口の充実

地域の身近な相談窓口として、コミュニティソーシャルワーカーや地域生活支援センター、地域子育て支援センター（保育所）の充実を図ります。また、住民のみなさんが気軽に相談ができるよう、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーによる、高齢者、子ども、障がいのある人などの枠組みにとらわれない福祉相談会を実施していきます。

ウ　相談・支援のネットワークの整備

6つの「サービス整備圏域*」を単位として整備された地域包括支援センターの機能を備えた地域保健福祉センターや地域生活支援センター、府の子ども家庭センターや保健所、医療機関などの各種相談機関、また、居宅介護支援事業所*のケアマネジャー、社会福祉施設の相談員や大阪府社会福祉協議会が介護老人福祉施設または、特別養護老人ホーム*に配置した社会貢献支援員、私立保育所に配置した地域貢献支援員（スマイルサポーター）、コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアセンター、さらに、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の行う身近な相談・支援活動とそれぞれの連携を密にし、地域の相談・支援のネットワークの強化を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 地域包括支援センターを核とした地域ネットワークの整備［総合福祉会館　ほか］
- 地域支えあいネットワーク推進事業［福祉総務課、社会福祉協議会］

● 地域子育て支援センター事業［子育て支援課］
● 障がい者相談支援事業、難病患者等生活相談事業［障がい者くらし支援室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□		□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

コラム

子育て青少年拠点

夢つながり未来館

平成23年（2011年）3月にオープンしたこの施設。オープン前に青少年活動サポートプラザをちょっとのぞいてみました。

山田西4丁目2番43号
阪急・大阪モノレール山田駅下車すぐ

入口の自動扉が開いたら、目の前に広々とした空間が飛び込んできた。ここは、エントランスホール。光がさしこみ、とても気持ちがいい。ふらりと来て自由に過ごせる空間だ。

エレベーターで3階に上がると、またもや広い空間が出現する。ここは、青少年活動サポートプラザの交流ロビー。自由に気軽に利用できるエリアだ。仲間とわいわい過ごすも良し、ひとりでくつろぐも良し、思いのまま過ごす空間、自分自身の居場所。ここにはロビーワーカーがいて、いっしょに過ごす中で、青少年の抱える課題の解決に向けて支援をしてくれる。また、掲示板で情報発信や情報交換ができ、いろんな人とであう場でもある。であいの中で、刺激を受けたり、何か興味が持てるものを見つけたら、そこからははじまりの場。スポーツや音楽など、好きなことに主体的に取り組んでいく中で、仲間との交流がひろがる場へとなる。そして、地域活動やボランティア活動、自身の夢へとつながっていく。そんな未来を感じる施設だ。

また、2階は相談フロアで、子どもや青少年に関わる相談について、自立への歩みに相談員が寄り添いながら今できることをいっしょに考えてくれる。ほかにも学習室や多目的ホール、スタジオなどがあり、やりたいことがきっと見つかるはず。まずは、気軽にのぞいてみよう。**であう場　はじまる場　ひろがる場**　そこからが夢のはじまり。

●2～6階　青少年活動サポートプラザ（TEL 6816-8552　FAX 6816-8554）
●1階　　のびのび子育てプラザ　　（TEL 6816-8585　FAX 6816-8588）

親子で自由に来館でき、安心して遊ぶことができる施設です。また、育児サークルなどの活動場所も提供しています。親子教室や子育て講座を開催する「あいあいルーム」や一時保育室、子育てを応援してほしい人と応援できる人が相互援助を行うファミリー・サポート・センター事務局があります。

●地下1・2階　山田駅前図書館（TEL 6816-7722　FAX 6816-7723）

約4万8,000冊の本を所蔵し、ＣＤ5,000枚、ＤＶＤ2,000枚の貸出・視聴ができます。また、インターネット対応のパソコンが11台あります。ほかに子育て支援コーナーや読み聞かせスペースなどがあります。

図Ⅳ−3−1　相談・支援体制のネットワーク

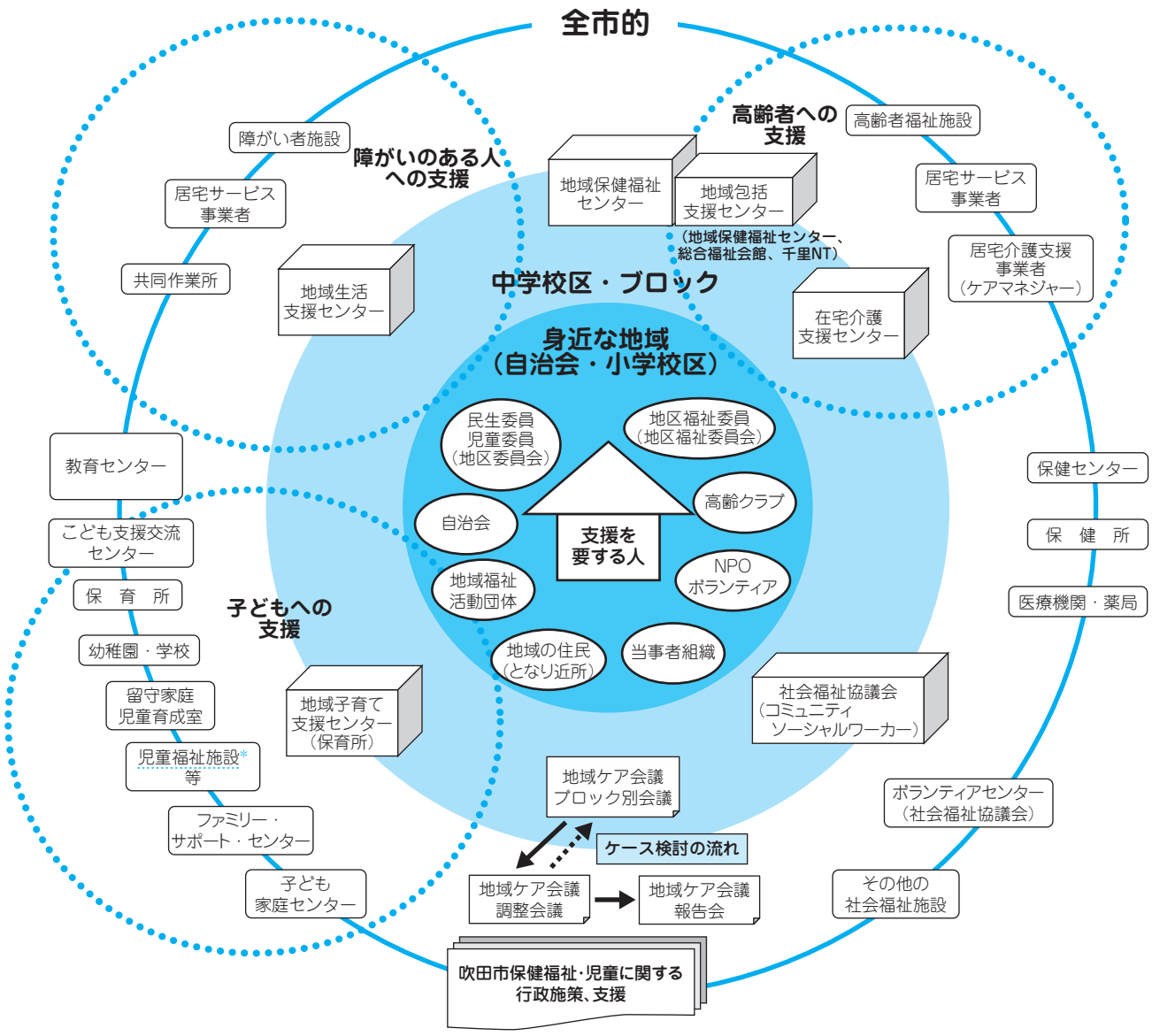

（3）福祉サービスの利用支援と権利擁護

5年間の取り組み状況と課題

平成12年度（2000年度）から介護保険制度がスタートし、行政が行う措置制度から市民が必要なサービスを選択し、事業者・施設と契約を結ぶ方法に大きく変化しており、こうした変化は障がいのある人のための福祉サービス及び保育所の入所などに際しても同じです。認知症や知的障がい、精神障がいなどのために福祉サービスの利用手続きがわからない、あるいはサービスの利用を拒否するなど、利用手続きに支障のある人にとってはなじみにくい制度となっています。市民が福祉サービスを利用するための契約に必要となる事業者の情報を容易に入手できる仕組みづくりや、適切な苦情処理体制の整備、優良な事業者の育成を図ることが重要です。

市民が安心してサービスを利用できるよう、介護保険に関する相談窓口や介護相談員*、また福祉サービスに関する大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会*」などの苦情解決制度の周知・普及を図ることが必要です。さらに、サービス提供事業者とも連携して、事業者の自己評価や、公正・中立的な立場でサービス利用者からの苦情解決を図る第三者評価などによってサービスの質の確保と向上を図ることも必要です。平成12年（2000年）7月から市の行う福祉・保健サービスに対する市民の苦情を公正・中立的な立場で迅速に処理するための福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度*を実施しています。

平成18年度（2006年度）から設置された地域包括支援センターが行う「包括的支援事業」の中に、介護予防ケアマネジメント事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業があり、福祉サービスの利用支援と権利擁護のために各種事業を実施しています。社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業は、日常生活自立支援事業*に名称を変更しました。専門職員も1名配置され、相談件数は平成21年度（2009年度）で3,659件となっています。年々、利用ニーズが高まり待機者も発生しているため、制度の拡充が求められています。

地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーの配置により、福祉サービスの利用支援は進んできていますが、依然として情報がないまま支援を必要としている人へのサービス提供が不十分であるという課題があります。

市民の声から…

- 認知症サポーター養成講座を多くの人に受講してもらいたい。
- 役所言葉やインターネットなどの機械の操作は難しいのでサポートしてほしい。
- 地域で閉じこもりがちな人の目配りをしてほしい。
- 不誠実な事業所は指導してほしい。

施策の方向

29）福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実

認知症などがあって利用手続きに支障のある人や、さまざまな理由でサービスの利用に結びついていない人に必要なサービスが適切に提供されるよう、支援を必要としている人に対する相談・支援体制の充実を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 育成支援家庭訪問事業［こども政策室］
- 総合相談支援業務［総合福祉会館　ほか］
- 地域支えあいネットワーク推進事業［福祉総務課、社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

30）福祉サービス利用者の権利擁護の推進

認知症や知的障がい・精神障がいなどがあって福祉サービス等を利用する上で判断能力が十分でない人などに対して、福祉サービスの利用の援助や助言を行う、成年後見制度や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の周知に努めるとともに、これらの制度の利用促進を図り、サービス利用者の権利擁護を推進していきます。また、身寄りがないなどの理由で成年後見制度の後見などの審判の申立てができない人については、市長が本人に代わって審判の申立てを行うなどの利用支援を行います。さらに、高齢者、障がいのある人等が、判断能力が不十分であっても、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、市民後見・法人後見等成年後見制度*に関する取り組みについて研究し、制度の普及啓発を図ります。また、老人福祉施設などへの措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の権利を擁護していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務［総合福祉会館　ほか］
- 日常生活自立支援事業［社会福祉協議会］
- 成年後見制度利用支援事業［障がい者くらし支援室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

31）福祉サービスの質の確保

市の福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度や、介護保険に関する相談窓口や介護相談員、大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」などの苦情相談の窓口について周知・普及に努めます。

また、「第三者委員*」の設置などをサービス提供事業者に働きかけます。事業者が提供するサービスを民間の第三者機関が公正・中立的な立場で評価し、その結果を市民に公開する「第三者評価制度」については、国、府での検討状況を見ながら、その周知・普及に努めます。これらを通じて、サービス提供事業者と利用者の対等な関係づくりを進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。

該当する主な事業及び所管課

● 福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）［福祉総務課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○		○	

コラム

認知症サポーター養成講座

厚生労働省では、「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想を推進しており、平成26年（2014年）までに400万人の認知症サポーター輩出を目標にしています。

市でも人権意識・福祉意識向上の一環として、認知症サポーター養成事業を進めています。これは、キャラバンメイトとよばれる認知症サポーター養成講座の講師が講座を開催し、受講した人が認知症サポーターとなり、その証としてオレンジリングとよばれるブレスレットが授与されます（写真）。

講座では、認知症の基礎知識及び対処方法等について学びます。受講者の声として、「1人でも多くの人に知ってもらいたい」「地域ぐるみでのさりげない援助が必要になってくる」などの感想がよせられています。これをきっかけに、地域での見守り、支援などにご協力いただける人も多くおられます。

受講後は、何か特別なことをしなければいけないというものではありません。ただ、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になっていただくだけでいいのです。その上で、自分のできる範囲で活動します。たとえば、友人や家族にその知識を伝えるなど、活動内容はさまざまです。

市ではサポーターの目標数を平成26年度（2014年度）までに10,500人としており、平成23年（2011年）3月末現在で2,551人がサポーターになっています。サポーターの中から地域のリーダーとしてまちづくりの担い手が育つことを期待します。

●問い合わせ先

総合福祉会館　TEL 6339-1207
内本町地域保健福祉センター　TEL 6317-5461
亥の子谷地域保健福祉センター　TEL 4864-8551
千里ニュータウン地域包括支援センター　TEL 6873-8870

（4）総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

5年間の取り組み状況と課題

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、支援を必要としている人が適切なサービスを選択し利用できることが必要です。そのためには、相談体制の整備・充実とあわせて、保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、地域福祉活動諸団体が相互に連携してネットワーク化を図り、身近な相談窓口から適切なサービスの活用へとつないでいくための総合的なケアマネジメント体制の整備が必要です。

ケアマネジメントは、介護保険制度においては制度化されています。相談受付、アセスメント（生活課題及び社会資源*の把握）、ケアプラン*の作成、ケアプランに基づくサービス利用のためのサービス提供事業者との連絡・調整、ケアプランの実施、サービス提供の管理・運営などの一連の流れの中で、さまざまな専門職、関係機関・事業者等が関わって行われています。支援を必要としている人の個々の生活課題に対応して適切なサービスの活用へとつないでいくだけでなく、福祉サービスの提供に必要な地域の社会資源の充実を図ることも必要となっています。

地域保健福祉センター（地域包括支援センター）は市が直営で運営し、福祉に精通した市の専門職を地域包括支援センターの三職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）として配置することに加えて、福祉サービスを担当する社会福祉主事を配置し、各種サービスの提供をはじめ関係機関との連携・調整などができるだけ地域保健福祉センターの窓口で完結し、課題の解決が直接的かつ早期に図れるよう取り組んでいます。

地域ケア会議は、地域の高齢者を支援する保健・福祉・医療のネットワークの役割を担っており、各地域の包括支援センターが事務局を担当する「ブロック別会議」と、各ブロックの座長、副座長等で構成される「調整会議」、関係機関の代表者等の活動報告等をする「報告会」の3層構造で運営されています。地域ケア会議では、サービス整備圏域6ブロックを基本に地域ケア会議ブロック別定例会の開催を通じ、地域の関係機関、団体、事業者などの人的ネットワークと情報のネットワークの推進に努めるとともに、事例検討などの実施により、関係機関や事業所などの連携によるサービスの質の確保と向上を図ってきました。平成20年度（2008年度）には、吹田警察署、地区福祉委員会、大阪弁護士会をメンバーに加えて高齢者虐待防止ネットワークの役割も担うとともに、介護支援専門員*などからの相談に応じて、随時に開催し、弁護士や精神科医などの助言を得られる場として、ブロック別随時会を新たに設置しています。

児童虐待防止の取り組みとして吹田子ども家庭センター、教育委員会、民生・児童委員協議会等で構成する児童虐待防止ネットワーク会議を要保護児童対策地域協議会として位置づけ、情報交換、情報共有を行い、有機的な連携を図りながら児童虐待防止の取り組みを進めています。

障がいのある人の福祉・保健・医療・教育・就労などの多様なニーズに対応して、必要なサービスに結びつけるとともに、地域のさまざまな社会資源を活用して、地域生活を総合的に支援していくためのケアマネジメント体制の整備・充実が求められています。

コミュニティソーシャルワーカーは、民生委員・児童委員や地区福祉委員、住民などからさまざまな相談を受けていますが、どこの関係機関にもつなぐことができない、制度の谷間にある問題の解決が課題となります。また、各種会議の内容が、参加している個人が所属する団体や関係機関にもフィードバックされ、連携強化に役立つよう検討していく必要があります。

市民の声から…

- 地域内で支援を必要とする人の情報を共有したい。
- くらしに必要なことを知る場や検討できるチームのようなものをつくりたい。
- 地域を介在とした、関係機関と市民のネットワークを構築したい。

《吹田市の地域ケア会議》

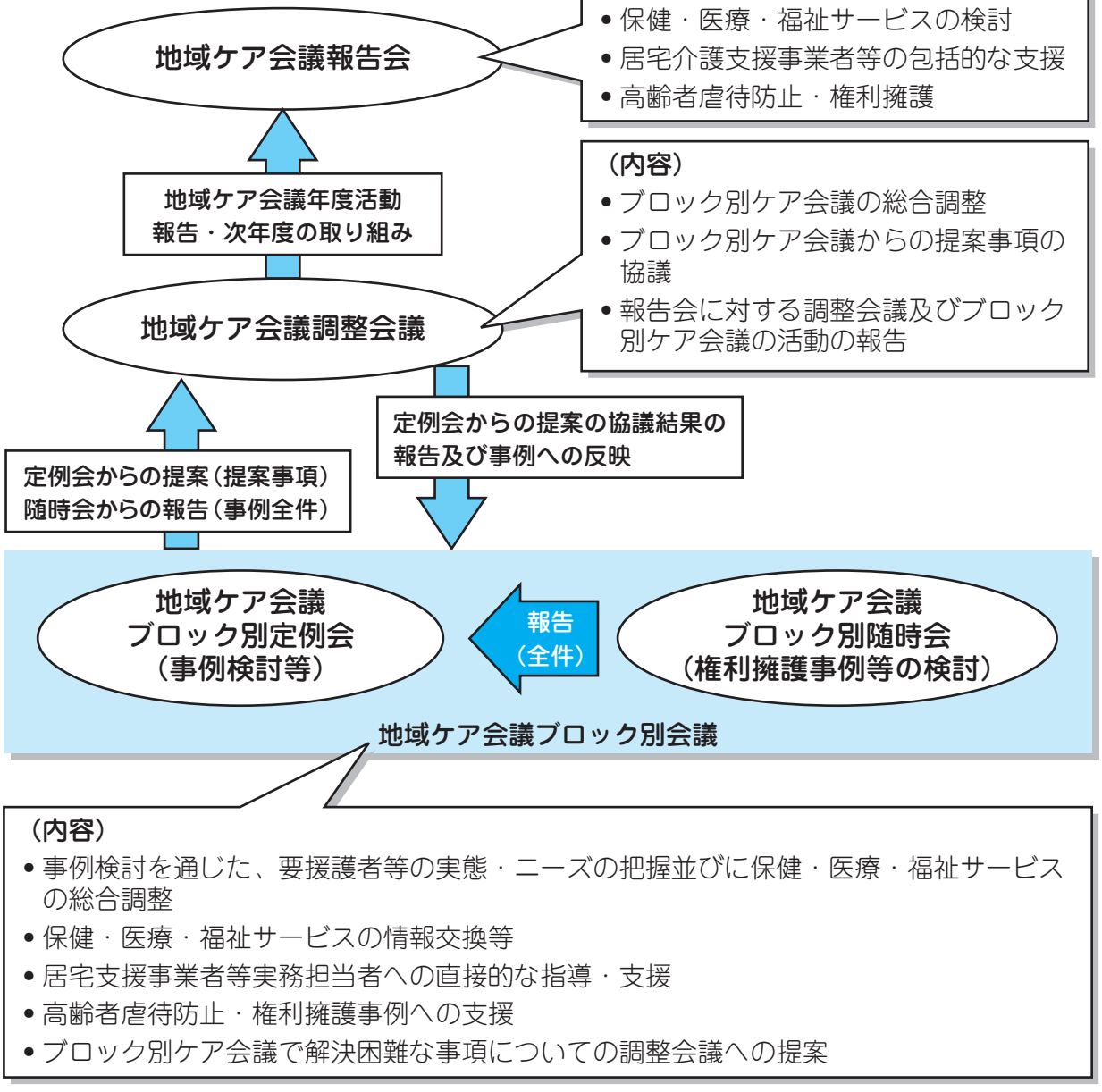

施策の方向

重点課題 5

32）総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

市民から寄せられる生活上の課題の解決に向けて、地域レベルでの保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、地域福祉活動団体等の連携を密にしてネットワークづくりを進め、相談の受付からサービスの利用調整、適切なサービス提供や地域での支援につなぐ、総合的・継続的なケアマネジメント体制の整備をめざします。

ア　地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の機能充実と地域ケア体制の整備

地域ケアに関わる包括的・継続的ケアマネジメントの拠点として、地域包括支援センターの機能を持つ地域保健福祉センターにおいて、高齢者や障がいのある人及びその家族に対して、介護予防、在宅介護、地域生活支援などに関する総合相談を行うとともに、サービスの総合調整、地域のケアマネジャーや事業所などへの支援を行い、さらに、医療機関、地域生活支援センター、民生委員・児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー等と連携しながら関係機関・団体・事業者等のネットワークづくりを進めるなど、地域ケア体制の整備を図ります。

地域保健福祉センターの整備については、地域包括支援センター機能を有する市直営地域保健福祉センターをサービス整備圏域6地域ごとに、各1か所設置できるように努めるとともに、新たに地域包括支援センターの整備について、引き続き検討を行います。

イ　「地域ケア会議」の充実

ブロック別定例会での事例検討会に加えて、制度改正や社会資源の学習などを重視するとともに、各ブロック会議からの意見をとおして、制度の改正や新たな社会資源の開発や地域での見守り活動などの既存のネットワークとの連携や活用を図ります。

ウ　障がいのある人に対するケアマネジメント体制の整備

地域自立支援協議会では、市や相談支援事業所等が相談支援の活動を進めていく中で直面した課題や、個別支援会議等において把握された問題やニーズについて、障がいのある人とその家族、関係団体・事業者、地域の諸団体、福祉・保健・医療・教育・就労等の関係機関による協議を行い、課題について情報を共有し、そのことを通じて相互の連携を強化して、障がいのある人の地域生活を支援するケアマネジメント体制の整備・充実に取り組みます。

エ　子どもの分野の取り組み

子どもの分野においても、被虐待児童やひきこもり児童などの支援を必要としている子どもとその家庭の援助に向けて、関係機関・団体で児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）が組織されており、総合的なケアマネジメント体制づくりの一環としてその活動の充実を図ります。

オ　制度の谷間にある問題解決策を探る「（仮称）地域福祉問題調整会議」の立ち上げ

地域で発見した制度の谷間にある問題について解決策を検討する公民の関係スタッフによる「（仮称）地域福祉問題調整会議」の立ち上げを検討します。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域ケア会議の開催［総合福祉会館］
- 吹田市児童虐待防止ネットワーク会議［こども政策室］
- 地域支えあいネットワーク推進事業［福祉総務課、社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

3 保健・医療、社会福祉制度の充実

（1）健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実

5年間の取り組み状況と課題

急速な高齢化の進行とともに食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加しており、それに伴い要支援者・要介護者も増えています。（財）吹田市健康づくり推進事業団など、各関係機関や市民と連携して、健康づくりの取り組みを進めるとともに、平成20年（2008年）4月から実施している特定健康診査・特定保健指導*をはじめ、健康相談や健康教室、出前講座、地域の身近な場所で介護予防事業を積極的に展開しています。また、深刻化する自殺問題への対策として、平成22年度（2010年度）から「吹田市自殺予防対策連絡会議」を立ち上げ、自殺予防についての普及啓発を図るとともに、うつ病などの早期発見・相談等の支援や、こころの健康づくりにも努めているところです。

運動器の機能向上事業（はつらつ教室）のOB会などの自主グループに対する職員派遣や会場提供も行っており、平成20年度（2008年度）からは、介護予防推進員の育成講座を開催し、市民とともに介護予防の普及啓発に努めています。また、運動器の機能向上事業（はつらつ教室）、栄養改善事業、口腔機能向上事業を開催し、要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる特定高齢者への介護予防を行っています。地域では、地区福祉委員会を中心に、地域包括支援センター、保健センターと連携しながら介護予防を推進しています。高齢期を健やかで心豊かに過ごせるよう、子どもから高齢者まで市民すべての健康の保持・増進に向けた健康づくりを推進し、疾病予防・介護予防の充実を図っていくことが必要です。

小児救急の地域医療体制を確保するため、平成16年（2004年）4月に、箕面市に小児救急の広域的施設「豊能広域こども急病センター」が整備されました。また、平成18年（2006年）4月から吹田市民病院においても、日曜・祝日などの昼間に小児救急診療を実施しています。

市民の身近な医療の相談相手として、かかりつけ医の定着が求められており、地域医療連携体制の整備、医療機関と保健、福祉との連携などが重要です。

実態調査から…

- 行政への要望・意見として「夜間小児救急も早々に吹田市内で受け入れる体制をとって欲しい」という意見がありました。

市民の声から…

- 安心して医療を受けられるまちになってほしい。特に小児救急を充実してほしい。
- 小児科、内科、外科などのマップをつくってほしい。
- 市内で子どもの夜間診療をしてほしい。また、健康づくりのために散歩コースを知りたい。

施策の方向

33）健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進

『健康すいた21』で示された指標をもとに、健康づくり事業を推進していきます。また、健康診査や健康教育など壮年期からの保健サービスの充実を図り、生活習慣病等の疾病予防や閉じこもり予防など、介護予防事業を進めます。

健康づくり・介護予防事業を地域福祉活動の一つの取り組みとして位置づけ、6つの地域包括支援センターに配置された保健師等の専門職員により、高齢者の健康や介護予防に関する相談や、地区福祉委員会等と連携しながらの身近な地域での転倒予防や認知症予防などの介護予防についての出前講座などを積極的に実施していきます。

また平成22年（2010年）3月に策定されました、食育推進計画に基づき、市民の食生活の改善や食に関する意識の向上に努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 介護予防事業［総合福祉会館　ほか］
- 地区福祉委員会活動等［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア		□		□	□

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

34）地域医療体制の整備

いのちを守り、地域でのくらしを支えるには医療体制の整備が欠かせません。小児科医確保の困難な中、府や隣接各市、関係医療機関との相互協力で「豊能広域こども急病センター」での対応を行うとともに、引き続き本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備に努めます。また、病院や診療所の相互の連携を強め地域医療連携体制の整備を図ります。さらに、関係機関と連携して、かかりつけ医の定着を図るとともに、地域の医療・保健・福祉のネットワークづくりを推進していきます。

本市の持続的な発展において重要な役割を担う東部拠点のまちづくりにおいて、個人や地域、地球の健康が一体のものであるとの観点のもと、環境と健康・医療が融合した「エコメディカルシティ」の創生に向け整備を進めています。高度先端医療機関を核とした産学官の協働による医療クラスター形成を図ってまいります。こうした取り組みをモデルに、環境への配慮と市民の健やかなくらしへの支援とを兼ね備えたまちづくりを全市に広げていきます。

市民病院では、府のがん診療拠点病院として、機能の充実を図ります。また、地域の開業医と協力して治療に当たる登録医制度を推進するとともに、急性期医療を担う地域の基幹病院として、診療所や病院との医療連携を強化していきます。さらに、救急医療の充実、並びに医師の確保、臨床研修医の育成に努め、公的病院として市民の医療ニーズに対応していきます。

該当する主な事業及び所管課

● 豊能広域こども急病センター［健康づくり推進室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

コラム

吹一保育園での取り組み

食育で育む豊かなこころ

サッカーの試合に行く小学校4年生の息子に弁当を持たせた。帰ってきた息子が言う。「お父さん、今度から弁当じゃなくて、カップラーメンにして。みんなおいしそうに食べてるねん」「えぇ？！」。カップラーメンを食べてる子が、「弁当つくって」と言うのならわかるが、そんなにオレの弁当がまずいのか？　と悩んだ。物があふれ、豊かになったというけれど、食に対する意識は、実のところ貧しいのかもしれない。

みんなで食べる食事は、おいしいね！

市の保育所や幼稚園では、食育推進計画の策定前から、食育に取り組んでいる。そこで、吹一保育園をたずねてみることにした。

2歳児クラスの給食の時間。「今日の献立は、ぶりの照焼とおかか和え、それとおみそ汁。ほら、これがおかかやで」と食材について子どもたちに説明している。「楽しく食べることが大切。だから、食の細い子どもには、最初から量を少なめにしています。食べ物を残すより、食べきることで達成感を持ち、自信にもつながるんです」と先生。なるほど。子どもって、「先生おかわりー！」って言うのが、なんだかうれしいよね。「夏にとうもろこしが出たときは、子どもたちに皮むきのお手伝いをしてもらい、五感をとおして、食べることに興味を持てるようにしています」。季節の食材に触れることも大切なことらしい。

園では、食育の年間目標を立て、各クラスで取り組んでいる。園庭には、5歳児が一泊保育のときにつくるカレーのために、たまねぎやたねいもが植えられている。自分で育てたじゃがいもでカレーをつくり、大好きな友達や先生といっしょに食べることで、食べる意欲が育つ。お正月にはおもちつき、節分にはいわし、5月の節句にはちまきと、それぞれの季節や行事を食で楽しむことが大切なんだと、あらためて思った。

種から育てている大根。早く大きくなあれ！

食べるということは、単に空腹を満たすだけではない。栄養のある食事は、健康につながり、「おいしいね」と、みんなで食べる食事は、楽しさを生む。楽しく食べる食事は、丈夫な体と豊かなこころを育むのだ。

さぁて、今夜のおかずはなににしようか。園でのお話を聞いてると、つくる楽しさがわいてきたぞ。

（2）子ども・子育てを支援する基盤の充実

5年間の取り組み状況と課題

家庭や地域の育児力が低下し、子育ての負担感や不安感が増している中、孤立した子育てをなくし、地域の仲間とともに楽しく子育てできる環境づくりが必要です。公立保育園18園、私立保育園17園で地域子育て支援センターを実施し、地域全体で子育てを支援しあう拠点施設としての役割を担っています。また、子育てサークルの育成・支援やファミリー・サポート・センター事業の実施のほか、一時預かりや緊急保育、ショートステイ*事業やトワイライトステイ*事業など、緊急時に子どもを安心して預けることのできる取り組みを進めています。児童センター未整備であった千里山地域に、平成21年（2009年）10月、千里山竹園児童センターを開設しました。児童会館・児童センターは平成21年（2009年）4月から毎日開館を実施しており、0歳から小学生までの幅広い子どもたちが安心していつでも利用できる子どもの拠点施設として、地域住民との協働により取り組みを進めています。子育てを支えあう市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の拡充が求められています。地区福祉委員会では子育てサロンを、28地区32か所で開催しています（平成22年度〔2010年度〕末現在）。

また、市内12ブロックに地域子育て支援関係機関連絡会を設置し、各ブロックで年15回の連絡会が行われています。連絡会では、地域子育て支援センターを中心に、保育所、幼稚園、児童会館・児童センター、保健センターなどの子育て支援関係機関や団体が集まって学習や交流をしており、また各地域の子育て支援の行事情報を掲載した『子育てカレンダー』を発行し、情報提供している地域もあります。

平成19年（2007年）11月にこども支援交流センターが整備されたことにより、地域支援センターや杉の子学園、わかたけ園において、配慮を必要とする子どもたちへの支援を幅広く行っています。放課後休日支援教室や外来訓練事業、地域福祉講座事業、ボランティア活動支援事業などの新たな取り組みも広がっています。特に、ボランティア活動支援事業においては親子教室などの兄弟姉妹の見守りのための、ボランティアコーディネーターを配置しています。

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めることができない家庭を、子育て経験のある保育士、幼稚園教諭などの有資格者や、大阪府子ども家庭サポーターからなる育児支援家庭訪問員が訪問をして、子育ての情報提供や相談等の支援を行なっています。

保育所や留守家庭児童育成室*は仕事と子育ての両立を支える施設として重要な役割を果たしています。平成19年度（2007年度）に保育計画を策定し、平成20年度（2008年度）に計50人の入所枠拡大を図りましたが、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育のさらなる拡充が求められています。また、留守家庭児童育成室では平成21年度（2009年度）から開室時間の延長及び第4土曜日等の開設を始めております。

地域社会全体で子どもの健全育成の取り組みを推進するため、各中学校区に地域教育協議会*を設置し、地域における教育コミュニティの形成に努めています。

実態調査から…

- 行政への要望・意見として「子どもの遊び場や多目的運動広場が必要」という意見がありました。

市民の声から…

- 安心して遊べる公園、児童館、保育園を整備してほしい。
- 障がいのある子も、そうでない子もともに学び暮らせるまちであってほしい。
- 子育て関係機関のネットワーク、特にヨコのつながりを強化してほしい。
- 緊急時に、近くで子どもを預けられる場所がほしい。

施策の方向

35）地域における子育て支援の充実

子育て・子育ちに関する身近な地域での相談支援体制の整備や情報の提供の充実を図るとともに、地域の子育て支援の拠点としてその役割を一層発揮できるよう、地域子育て支援センターの事業の充実を図ります。

また、子育てサークルの活動場所や子育てに関する情報の提供など、子育てサークルの育成・支援を進めるとともに、子育て中の親子が気軽に集い、子育て支援を受けられる「子育て広場」をNPOなど市民との協働で整備するなど、地域における子育て支援の活動を一層充実していきます。さらに、ファミリー・サポート・センター事業の拡充や緊急時等に子どもを安心して預けることのできる保育所での一時預かりの充実を図ります。児童会館・児童センターの事業の充実を図るとともに、整備されていない北千里地域の整備に努めます。

学校・家庭・地域社会が、互いに協働して地域社会全体で子どもの健全育成の取り組みの充実を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域子育て支援センター事業、子育てサークルの育成・支援、ファミリー・サポート・センター事業、児童会館・児童センター事業、子育て広場助成事業［子育て支援課］
- 一時預かり事業、緊急保育事業［保育課］
- 吹田市子育て支援短期利用事業、育成支援家庭訪問事業［こども政策室］
- 地域教育コミュニティ事業［こどもプラザ推進室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□	□		

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎		○	○

36）子育てを支援しあえるまちづくりの推進

身近な地域で関係機関や地域団体が連携し、子育てに関する問題や取り組みについての学習や交流を積み重ね、情報を共有しながら「子育てを支援しあえるまちづくり」を進めます。

地域子育て支援センターである保育所を中心として、幼稚園、保健センター、児童会館・児童センターなどの関係機関、さらに民生委員・児童委員や地区福祉委員など地域の担い手も含めて構成された「地域子育て支援関係機関連絡会」の活動の充実を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域子育て支援関係機関連絡会［子育て支援課］
- 地区福祉委員会活動［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア			□		

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

37）配慮を必要とする子どもや家庭への支援

子育てが特に困難な状況にある家庭への支援体制の整備を図ります。また、児童虐待の未然防止や被虐待児童・ひきこもり児童に対する支援に向けて、子ども家庭センターと連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。あわせて、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の活動の充実を図り、福祉、教育、保健、医療、警察等の関係機関が、民生委員・児童委員やボランティア・NPO等の関係団体と連携した地域の見守り体制を整備します。また、児童虐待防止ネットワーク会議実務者会議での事例検討や、勉強会等で各機関の意識啓発、専門知識の向上に努め、関係機関の連携を強化することで、児童虐待防止に努めます。

障がいのある子どもへの支援については、本市の療育*システムに基づいて、乳幼児健診等の実施により、早期発見と早期療育に努め、子どもの障がいに応じた療育と保護者への相談支援について、子どものライフステージに沿って療育施設や保育所、幼稚園、学校などで継続して行うとともに、関係機関との連携を図り、療育システムの充実に努めます。また、こども支援交流センターを拠点に、地域生活を支援するボランティアの育成など、地域全体で障がいのある子どもの健やかな育ちを支援する基盤づくりを推進します。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市児童虐待防止ネットワーク会議［こども政策室］
- 肢体不自由児の通園療育事業［わかたけ園］
- 障がい児の保育所への受け入れ、児童虐待防止のための保育所の受け入れ［保育課］
- 特別支援教育［指導課］
- 配慮を要する幼児の受け入れ［幼稚園課］
- 知的障がい児の通園療育事業［杉の子学園］
- こども支援交流センター整備事業［こども支援交流センター］
- 学齢期を含む親子教室、障がい児の外来相談、配慮の必要な児童への巡回相談、放課後休日支援教室等、外来訓練事業、地域福祉講座事業、ボランティア活動支援事業

［地域支援センター］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□		□	□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

38）働くこと・育てることの両立への支援

良好な保育環境を確保するとともに、保育所に入所できない待機児童の解消を図るため、計画的に保育所の整備等を推進し、平成26年度（2014年度）までに450人程度の入所定員増をめざします。そして、保育を必要とするすべての児童が保育所を利用できるよう、保育需要を見極めながら必要に応じて保育所の整備に努めます。また、今後予定されている大規模開発に伴う保育需要の拡大も考慮し、入所希望者の居住地により近い保育所に通えるよう努めます。

休日保育や、子どもの病気やけがの回復期に保育や看護を行う病後児保育についても、さらに整備をしていきます。病後児保育については、平成26年度（2014年度）までにさらに2か所の整備をします。また、子どもが病気やけがのときにも保育や看護を行う病児保育の整備に向けて需要を見極めながらさらに検討します。

保護者が安心して就労するための保育の場であるとともに、子どもの縦の関係を大切にして豊かに育つ生活の場となるよう、留守家庭児童育成室の受け入れ態勢の充実を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 保育所入所待機児対策、病児・病後児保育事業、休日保育事業［保育課］
- 留守家庭児童育成室事業［児童育成課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

（3）障がいのある人とともに生きる社会の実現

5年間の取り組み状況と課題

障がいのある人も、ない人も、一人の人間として、お互いに尊重しあうことが大切です。障がいの種別や程度に関わらず、住み慣れた地域で、一人の地域住民として安心して生活が送れるようにしていくことが求められています。地域社会から必要な支援を得ながら、一人ひとりのニーズにあったくらしを送り、社会活動に参加しながら自己実現を図っていけるよう、環境を整えていくことが大切です。

障がいや障がいのある人やその家族の置かれている状況などについて、市民の正しい理解や認識を促進する啓発活動を進めています。「障がい」への理解の深まりを促す趣旨として、平成21年（2009年）2月から、「障害」の「害」の字をひらがな表記にしました。精神疾患への誤解や偏見（こころのバリア）は、依然として解消されていない現実があります。精神障がいについての正しい理解と認識が深まるよう、市民の意識啓発を推進し、ともに地域で暮らしていけるよう、支援していく必要があります。

社会福祉協議会及び地区福祉委員会が主体となって、障がいのある人（児）と交流事業を行っていますが、平成26年度（2014年度）までに全地区で開催できるよう取り組みを進めています。また、社会福祉協議会、施設連絡会に所属している障がい者施設と地区福祉委員会との交流もあり、施設連絡会の専門性を生かしたネットワークが広がりつつあります。

障がいの状態や年齢によって、支援の必要性や内容は大きく異なるため、個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、保健・医療、福祉等の適切な諸サービスが受けられるよう、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。障がいのある人の在宅生活・地域生活を支えるサービスの整備・充実が図られつつありますが、特に重度障がいのある人が安心して暮らせる場である生活施設の不足や医療的なケアにおける対応や相談窓口の不足など、今後検討していく必要があります。

実態調査から…

- 日ごろ何とかしなければならないと思っていること」のうち「障がい児・者がいる世帯のこと」は15.5%であり、相対的に低くなっています。
- 行政への要望・意見として「視覚障がい者の読書環境充実のための活動場所・書庫・活動資金の支援を充実して欲しい」という意見があります。

市民の声から…

- 障がいのある人を地域で受け入れてほしい。小地域レベルでの交流会や意見交換をしたい。
- 差別や偏見を感じないですむまちになってほしい。
- 障がいのある人がどこにいるのかがわからない（情報共有）。
- 障がいのある人同士でコミュニケーションを図る場がほしい。
- ショートステイやケアホームなどの施設整備をしてほしい。
- 医療的ケアを必要とする重度の障がいのある人への対応が課題である。
- 専門的な相談機関が不足している。
- 障がい者雇用に関する啓発を進めてほしい。

施策の方向

39）障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進

障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深め、障がいのある人も、ない人もお互いに尊重し合い、ともに生き、交流し、支えあうことができる地域社会をめざします。

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を深めるための啓発を進めます。あわせて、地域のさまざまな団体や小中学校等との協力、連携のもとに、障がいのある人と地域住民や児童・生徒との交流の機会を増やしていくための交流活動等を支援していきます。

また、障がいのある人の雇用や就労に関する民間事業者や市民の関心をより一層深めるため、関係機関と連携し、啓発活動を推進します。さらに、障がいのある人が、自分自身の地域でのくらしに対して積極的に意見を言うことができ、地域の一員として主体的に社会活動に参加・参画していけるための環境づくりを進めます。

該当する主な事業及び所管課

- 障がい者週間記念事業、ボランティア活動助成事業、地域精神保健福祉対策促進事業
  ［障がい者くらし支援室］
- ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

40）障がいのある人を支える福祉サービス等の充実

障がいのある人が地域で安心して、自立して暮らせるよう、ホームヘルプサービス*やガイドヘルプサービス*、ショートステイ、デイサービス*、グループホーム*などの在宅生活・地域生活を支えるサービス基盤の整備について、それぞれの整備状況を勘案しながら、必要なサービスの整備・充実に努めます。また、障がいのある人が就労により地域で自立した生活を送るため、障がいのある人の適正や能力を踏まえた就労訓練を行い、関係機関や企業との連携により、雇用につなげていく就労支援体制づくりを推進します。また、企業に雇用されることが困難な障がいのある人の訓練や活動の場となり、生きがいや社会参加の場ともなっている障がい福祉サービス事業所等の通所型施設についても、必要な整備と運営助成に努めます。

さらに、市民の自主的・自発的なボランティアの参加及び養成を図るとともに、交流活動等を通じて障がいのある人と地域との関わりを進めることにより、ともに助けあう環境を整備し、身近な地域での継続的な支援の基盤づくりに努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 障がい者相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具給付事業、緊急通報システムの整備、障害児見守りの場運営補助事業、配食サービス事業、自立支援医療（更生医療）給付事業、障害者支援交流センター事業、成年後見制度利用支援事業、居宅介護等給付費支給事業、短期入所給付費支給事業、共同生活介護等給付費支給事業、生活介護給付費支給事業、補装具給付・修理事業、難病患者ホームヘルプサービス事業、難病患者等日常生活用具給付事業　［障がい者くらし支援室］
- 安心サポート収集事業［事業課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

（4）高齢者がいきいきと地域で暮らしていくためのサービスの充実

5年間の取り組み状況と課題

高齢期を迎えても住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていくためには、地域生活を支える居宅サービス*・通所施設・入所施設等の各種施策が必要です。要介護状態となることを予防するための介護予防サービスの充実が求められています。また、地域で安心して暮らしていくためには、地域密着型のさまざまなサービスの提供が必要です。緊急時に利用できるショートステイサービス、認知症対応型のサービスや夜間対応型のサービスなどの確保も欠かせません。平成21年（2009年）3月に策定した「第4期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険地域密着型サービスの整備など、整備目標達成に向けて取り組んでいます。また、平成22年度（2010年度）から、高齢または障がいなどにより家庭系ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に生活支援と負担軽減を図ることを目的とするごみの収集サービスを開始しています。

高齢者の相互交流と社会参加を進め、生きがいを高めるため、高齢クラブ連合会と連携して各種の「いきがい教室」、寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者を対象とした「訪問事業（高齢者友愛訪問）」などを行っています。また、高齢クラブの行う講習会、研修会、福祉バスでのレクリエーション活動、社会奉仕活動などへの活動助成を行っています。高齢者の交流施設として、高齢者いこいの間を市内35か所、高齢者いこいの家を1か所設置しています。また、平成20年度（2008年度）から高齢者ランチルームモデル事業を実施しており、高齢者の食生活の充実と積極的な外出を促し、介護予防にもつなげています。一方、このような催しに参加していない高齢者の実態把握が課題となっています。

平成21年度（2009年度）から介護支援サポーター制度を実施しており、高齢者が介護保険施設などにおいて、介護支援サポーター活動に参加することで地域貢献を図るとともに市がその活動に対しポイントを付与します。そして、介護支援サポーターの選択で、そのポイントを介護保険料の充当や社会福祉協議会の善意銀行へ寄附することなどができ、高齢者自身の健康増進を図ることができ、介護予防につながっています。

実態調査から…

- 「日ごろ何とかしなければならないと思っていること」の回答のうち「介護が必要な高齢者のための入所施設が少ない」が47.8%、「若い人と高齢者との世代間交流が乏しい」が46.4%、また「高齢者が安心して気軽に集える施設が少ない」が32.7%と高い割合です。

市民の声から…

- 高齢者の生きがいを確保するために活動の場を確保してほしい。
- 高齢者のバス利用料金の割引援助をしてほしい。
- 地域密着型サービスが不足している。
- 男性や閉じこもりがちな高齢者の参加が難しい。

施策の方向

41)高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備

介護予防事業の充実を図るとともに、介護を必要とする状態になっても、必要な時に適切なサービスが受けられ、住み慣れた地域や家庭で引き続き安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービスの整備を図ります。6ブロックのサービス整備圏域ごとの既存施設や居宅サービスの整備状況等を勘案しながら、施設や居宅サービス等の基盤整備に努めます。

また、介護保険サービスと整合性を図りながら、高齢者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実を図ります。介護保険で非該当（自立）と認定された高齢者等の介護予防、生活支援を図るため、街かどデイハウスを運営するNPOなどに対する助成を継続して行います。

該当する主な事業及び所管課

- 介護保険 地域密着型サービスの整備［介護保険課］
- 街かどデイハウス補助事業［高齢生きがい課］
- 安心サポート収集事業［事業課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□	□		

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

42)高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

高齢者が自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、総合福祉会館、シルバーワークプラザ等を会場として実施している高齢者の「いきがい教室」の充実を図るとともに、食生活の充実と積極的な外出を図る、高齢者ランチルームモデル事業を実施していきます。また、介護支援サポーターが増加するよう、事業の啓発を図り地域貢献及び介護予防を進めていきます。さらに、高齢者が自らの経験と知識を地域福祉活動や地域のまちづくりに生かすことができるよう、地区公民館等での生涯学習の取り組みとも連携して高齢者の社会参加を促進していきます。

該当する主な事業及び所管課

- いきがい教室開催事業、高齢者ランチルームモデル事業［高齢生きがい課］
- 介護支援サポーター制度［総合福祉会館］
- 地区福祉委員会活動 ボランティアセンター事業［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□		□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

（5）セーフティネット*構築のための地域と連携した支援

5年間の取り組み状況と課題

ひとり暮らし高齢者の孤独死の防止は、地域の重要課題となっています。また、高齢者虐待防止、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援、発達障がい*（学習障がい・注意欠陥多動性障がい・広汎性発達障がい等）のある人への支援などが新たな社会的課題となっています。新たな課題を抱える人たちは、問題が見えにくく、地域において課題が潜在化することもあり、課題を抱える当事者と地域社会との間で摩擦が生じることもあります。

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が存在しています。人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得ながら、必要な支援を講じる必要があります。平成15年（2003年）7月に結成された大阪府内の広域組織「ホームレス自立支援推進協議会*」に本市も加盟しており、その豊能・三島ブロック分科会の広域的な自立支援事業として、ホームレス巡回相談事業を実施しています。

高齢者虐待防止の分野では、平成18年度（2006年度）7月から地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築等を進めています。平成18年（2006年）9月には『吹田市高齢者虐待対応マニュアル』を作成、また、平成20年（2008年）3月に『高齢者虐待防止パンフレット』を発行し、虐待の早期発見や予防につなげています。

現在の公的な制度では解決できない不安や孤立、不登校やひきこもりなどの心の問題を抱えている人々の発見と、それらの人々に対する相談・支援も必要となってきています。不登校児童や生徒が「光の森*」や「学びの森*」の活動において、フレンド（学生等のボランティア）や臨床心理士の資格を持った教育相談員の支援を受けながら、社会性を身につけるとともに自己実現を図っています。また、ひきこもりの児童や生徒については、フレンドによる家庭訪問活動をとおして、外出することを目標とし、「光の森」活動や「学びの森」活動、さらには学校復帰につながるよう支援しています。

生活に困窮している人が疾病を患っているにも関わらず、生活保護などの支援制度を活用しなかったため、かえって病状が悪化してしまうことがあります。また、高齢者の方が介護を必要としているにも関わらず、介護保険制度を活用しなかったため、生活機能が必要以上に低下してしまうこともあります。こういったことを防ぐため、民生委員・児童委員や地区福祉委員会委員による、高齢者への見守り・声かけ訪問や、地域包括支援センターにおける、総合相談支援事業（主に高齢者への相談）を通じ、地域の高齢者の状況を把握するとともに、必要な支援を行っています。

実態調査から…

- 「日ごろ何とかしなければならないと思っていること」の回答のうち「ひとり暮らし高齢者のこと」が62.1%と高い割合です。

市民の声から…

- 外国籍の家族のサポートをしてほしい。
- 発達障がいのある人への支援を充実してほしい。

施策の方向

43）新しい課題を抱える人たちへの支援

高齢者への虐待には介護負担がその背景となっている場合が多いといわれます。地域包括支援センターなどにおいて、介護に悩む家族が気軽に相談できる体制の整備を図るとともに、虐待の未然防止や早期発見につなげる地域と連携した見守り機能の強化や虐待を受けた高齢者のケアに努めます。

また、配偶者などからの暴力の防止及び被害者の支援のため、相談体制の充実を図るとともに、被害者の生活自立に向けた支援体制の整備充実を進めます。

発達障がい（学習障がい・注意欠陥多動性障がい・広汎性発達障がい等）のある人に対しては、当事者グループや関係機関等と連携して支援を図っていきます。

広域的な連携による自立支援事業としてホームレス巡回相談事業を進め、ホームレスの実態把握とあわせたアウトリーチ*の相談の実施と福祉施策の適用などの支援を行っていきます。さらに、国や府、関係機関をはじめ、ホームレスとなっている人の支援に関わるボランティア・NPOと連携・協力し自立の支援を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 人権ケースワーク事業、総合生活相談事業［交流活動館］
- DV防止に関する情報提供と支援［男女共同参画室］
- 女性のためのDV相談、主催講座の開催［男女共同参画センター］
- 吹田市民生・児童委員協議会 主任児童委員連絡会による活動への支援［福祉総務課］
- ホームレス対策［生活福祉課］
- 『吹田市高齢者虐待対応マニュアル』の作成、『吹田市高齢者虐待防止パンフレット』の発行、高齢者虐待防止チームの設置［総合福祉会館　ほか］
- 高齢者友愛訪問事業［高齢生きがい課］
- 特別支援教育推進事業［教育センター］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

44）セーフティネットの構築

ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢夫婦のみの世帯、ひとり親世帯、障がいのある人の世帯、生活保護世帯などの生活困窮世帯、外国人など孤立しがちな世帯を孤立させない取り組みが求められており、これらの世帯の状況把握に努めるとともに、市民、関係機関等と連携して、問題の早期発見と、個々の状況に応じた具体的な支援の方法を検討していきます。ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢夫婦のみの世帯に対しては、地域包括支援センターによる総合相談

支援業務や、配食サービスによる安否確認、地域の「見守り・声かけ訪問」活動や閉じこもりにならないための昼食会・サロン等の活動と連携した取り組みを行います。これらを通じて高齢者の孤独死の未然防止にも努めます。

不登校やひきこもりとなっている人々の問題に対しては、保健所などの関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携の中で、地域住民の理解と協力を得ながら、実態把握や予防及び支援の方法について検討していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 民生委員・児童委員『高齢者見守り･支援マニュアル』活用及び研修の実施［福祉総務課］
- 総合相談支援業務、配食サービス事業［総合福祉会館　ほか］
- 高齢者友愛訪問事業［高齢生きがい課］
- 地区福祉委員会活動等［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

コラム

安心サポート収集

市では、住み慣れた地域や家庭で引き続き安心して暮らしていくためのサービスの充実を図っています。

その一環として、安心サポート収集事業が平成22年度（2010年度）からスタートしました。この事業は、家庭系ごみを決められた排出場所まで持ち出すことが困難な方に、職員が玄関先でごみを収集するものです。

利用者からは、「近所の人も高齢で手伝ってもらえる人がいなかったのでとても助かっています」という声をいただいています。

申し込みは、本人はもちろん、親族、福祉担当職員、民生委員・児童委員など代理の方でも可能です。申込書は、地球環境課、事業課、介護保険課、障がい者くらし支援室、各地域包括支援センター、各出張所にあります。市のホームページからダウンロードもできます。

※ごみは市の「ごみのわけ方」に沿って分別して排出をお願いします

～申し込みから収集開始までの流れ～

申し込み

必要な書類
・安心サポート収集利用申込書
・介助又は介護を要する程度が分かる書類の写し

受付

環境部　資源循環室　事業課
TEL　6832-0026　FAX　6832-0092
※郵送、FAX等による受付も可能

現地訪問調査

職員が訪問し、申込内容、ごみの排出及び収集の状況などについてお話を伺います。

安心サポート収集可否決定

申請内容、現地訪問調査の結果で審査を行い、安心サポート収集の可否を決定します。

（6）安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実

5年間の取り組み状況と課題

経済的な理由により、必要な医療や福祉サービスの利用が困難となったり、教育の機会を得ることが阻害されたりしないよう、助成金などの支給、保険料や負担金などの減免措置など、経済的な支援策を行っています。

子どもを育てる家庭が安心して医療を受けられるよう、乳幼児医療費の助成制度やひとり親家庭医療費助成制度など、医療費の公費負担制度を実施しています。また平成20年（2008年）7月から小学生の入院医療費の助成も始めています。

所得の低い人が介護保険サービスを安心して受けられるよう、居宅サービスや福祉用具購入・住宅改修などに対する利用料の一部助成、本市の行う通所サービスに係る利用者食費の一部助成、介護保険料軽減措置などを行っています。今後、介護保険制度の改正が予定されている中、助成への見直しが課題となっています。

経済的な理由により就園や就学が困難な人を対象に、公立幼稚園、公立保育園就園における保護者の保育料負担の減免措置や、小中学校の学用品費や給食費等の支給を行っています。また、私立幼稚園児の保護者に対して、国の就園奨励費補助金に加えて市独自に保護者補助金（全員対象）を支給しています。

杉の子学園やわかたけ園などの通園施設の利用に伴う負担額を助成しています。また、重度障がいのある人への医療費助成や各種手続きに要する費用の一部助成を行っています。

市民の声から…

- 教育費を安くしてほしい。
- 経済的弱者に税金を投入してほしい。
- 子どもの医療費については所得に関係なく負担してほしい。
- 生活保護の一歩手前くらいの家庭への経済的支援を充実する必要がある。
- 個々の家庭が経済的に困窮しているかどうかの状況把握が難しい。
- 障がいのある人の支援を拡充してほしい。

施策の方向

45）サービス利用のための低所得者対策の充実

安心して医療を受けられ、必要な福祉サービスを利用することができ、就園や就学など教育を受ける機会を得ることができるよう、市民税非課税世帯などの経済的に困難な人や家庭に対する医療費の助成や福祉サービス利用料などの負担軽減助成金の支給、保険料や負担金等の減免措置など、経済的支援に努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 老人医療費助成事業、老人医療費一部負担金相当額等一部助成事業［国保高齢者医療室］
- 子ども手当等・医療費助成制度等事業［こども政策室］
- 障害児通園施設利用に伴う保護者負担額の軽減［杉の子学園、わかたけ園］
- 小中学校就学援助費支給事業、特別支援教育就学奨励費支給事業、民族学校就学援助費支給事業、要保護・準要保護医療費援助助成事業、高等学校等学習支援金支給事業［学務課］
- 重度障がい者医療費助成事業、身体障がい者手帳診断料助成事業、福祉事業に係る診断料助成事業、身体障がい者等自動車運転免許取得・改造助成事業、通所サービスに係る利用者食費負担額の助成事業、利用者負担額助成事業［障がい者くらし支援室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎			

5 関連施策の充実

くらしの問題は、保健・医療、社会福祉制度のみでは解決できません。労働問題対策、住宅、生活環境といった関連施策の充実を図り、総合的・体系的に生活保障をしていく必要があります。

（1）働く場所と働きやすい環境づくり

5年間の取り組み状況と課題

平成20年度（2008年度）から、主に若年者（34歳以下）を対象とする、相談・カウンセリング、職業意識の醸成、職業能力の開発などの支援を行う「JOBカフェすいた」及び吹田市在住・在勤・在学の方を対象とする、無料の職業紹介センターとして「JOBナビすいた」の運営を開始しました。両施設とも利用ニーズは高く、「JOBカフェすいた」については、利用者の範囲の見直しが課題となっています。また、働く意欲を持ちながら、就労の阻害要因を抱えている就労困難者（障がいのある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者等）を対象に、能力開発講座や関係機関への連携を通じて就労を支援しています。

母子家庭の母親に対しては、母子自立支援員が母子家庭の生活の悩みや相談に応じており、必要に応じて個々の自立支援プログラムを策定しています。また、ホームヘルパー2級や看護師資格などの取得のため訓練給付金を支給しています。生活保護受給者については職業相談の経験者やキャリアカウンセラー経験者などによる就労支援を行っています。

労働条件等の改善を図ることを目的に、休日・休暇の拡充に向けて、市内事業所を対象に労働事情調査を行っており、その分析結果を事業所や関係機関に情報提供し、雇用・労働環境の改善につなげています。しかしながら、現在の厳しい社会経済情勢において休日・休暇の拡充は難しい状況です。

市民の声から…

- 障がいのある人の雇用を充実してほしい。
- 大企業だけでなく、中小企業にも障がいのある人の雇用に取り組んでほしい。
- 市役所の中でも雇用を拡大してほしい。
- 不景気であり、企業によってはサービス残業が増加している。

施策の方向

46）くらしの基盤である雇用・就労の支援

くらしの基盤を安定させるには、仕事の確保が欠かせません。ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関と連携を図り、雇用・就労の支援を行います。特に、障がいのある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などの就労を支援するため、求人・求職情報など、雇用・就労に関する情報の提供や相談の充実を図ります。また、雇用につながる能力開発の講

座や研修を開催するとともに、企業・事業所に対して、職場体験や職業訓練の場・機会の提供を求めていきます。「JOBカフェすいた」「JOBナビすいた」については発展的統合を含めて検討します。

高齢者においては、働く場であり、生きがいづくりの場でもある就業を支援するため、シルバー人材センター*の事業の充実に努めます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域就労支援事業、啓発事業［労働政策室］
- シルバー人材センター運営補助事業［高齢生きがい課］
- 就労支援事業［生活福祉課］
- 母子相談・離婚前相談事業、母子自立支援プログラム策定事業、母子福祉センター事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭等技能訓練促進費［こども政策室］
- 障がい者雇用助成金支給事業［障がい者くらし支援室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

47）休日・休暇の拡充の促進

保育、教育、介護など、家庭をめぐるさまざまな問題の背景には、生活時間が十分に確保できないといった長時間労働をはじめとした労働問題があります。ボランティア活動や地域福祉活動を行っていく上でも、生活時間の確保が欠かせません。労働時間の短縮、年次有給休暇の取得、育児休業や看護休暇・介護休業、ボランティア休暇の普及と取得推進について事業所や関係機関に対して働きかけていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 労働事情調査、啓発事業［労働政策室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

（2）安心・安全な住まいの整備

5年間の取り組み状況と課題

市営住宅の建て替えについては、シルバーハウジング*の導入を検討するなど、バリアフリー住宅の供給、車いす常用世帯向け住宅の確保に努めています。また、空き家募集に際しては、福祉枠（高齢者、障がいのある人、母子家庭）の確保に努め、さらに、市の建築基準を満たす新築の共同住宅を市が20年間借り上げ、高齢者や障がいのある住宅困窮者に市営住宅として供給しています。いずれも住宅の供給数が不安定であることが課題です。

高齢者や障がいのある人で、身体機能の低下などにより日常生活に支障をきたし、住宅の改造が必要な方がいる世帯を対象に、住宅の改造工事費用の一部を助成しています。

平成17年度（2005年度）に「吹田市住宅マスタープラン」を策定しました。マスタープランでは、住まいに対する多様なニーズに対応して、子育て世帯が暮らしやすく、高齢者や障がいのある人が自立して暮らすことができるように、ライフスタイルやライフステージに応じてだれもが暮らしやすい住まいとまちづくり、公的賃貸住宅を活用した住宅困窮者の居住の安定確保、災害に強く犯罪のない安心・安全な住まいとまちづくりなどを推進しています。

市民の声から…

- ニュータウン地域など、高齢化率の高い地域は住宅問題について不安が大きい。
- バリアフリー化された住宅を整備してほしい。
- 高齢者、障がいのある人を優先的に公営住宅へ入居させてほしい。
- 住み慣れた住宅で生活するのが一番安心できる。

施策の方向

48）高齢者・障がいのある人向け住宅の確保

市営住宅におけるバリアフリー化の推進、車いす常用者世帯向け住宅（府・市営住宅）の整備、シルバーハウジング・プロジェクトの推進、福祉型借上公共賃貸住宅制度*や府の高齢者向け優良賃貸住宅制度*の活用などによって、高齢者・障がいのある人に適した住宅の確保を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 高齢者・障がい者の公営住宅への優先枠の確保、福祉型借上公共賃貸住宅の供給、公的賃貸住宅建替え時におけるシルバーハウジングの導入［住宅政策課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

49）高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成

高齢者や障がいのある人で身体機能の低下などにより日常生活に支障をきたし、住宅の改造が必要な方がいる世帯を対象とした、住宅のバリアフリー化等の改造工事費用への一部助成（介護保険で非該当と認定された方でも、障がいの程度により助成）を引き続き行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 住宅改造助成事業［総合福祉会館　ほか］
- 重度障がい者住宅改造助成事業［障がい者くらし支援室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

（3）安全でバリアのない交通環境・まちづくり

5年間の取り組み状況と課題

安全で快適な駅周辺の交通環境を整備する上で基本となるのが「バリアフリー基本構想」です。平成15年（2003年）4月から平成20年（2008年）3月までの間に、市内9地区14駅周辺のすべてにおいて、バリアフリー基本構想の策定が完了しました。

「バリアフリー基本構想」に盛り込まれた市道のバリアフリー化工事を進めるための計画となるのが「バリアフリー道路特定事業計画」です。平成22年（2010年）10月までの間に、市内9地区14駅周辺のバリアフリー道路特定事業計画の策定が完了しています。これまで、江坂地区、山田地区、吹田・豊津地区、桃山台地区等における歩道等のバリアフリー化整備を進めてきました。現在、JR吹田駅前の再整備工事等を進めているところです。市道における歩道のバリアフリー化の整備率向上が課題となっています。

平成20年度（2008年度）から、放置自転車対策と、自転車駐車場の管理運営を「総合的自転車対策事業」として一元化し、総合窓口として自転車コールセンターを設置しました。これにより、業務を効率的に行い、放置自転車のない駅前交通環境づくりを進めています。

平成18年（2006年）12月から千里丘地区においてコミュニティバス*を試験的に運行しました。運行内容の見直しなどにより利用者の定着を図り、平成23年度（2011年度）から本格運行を実施します。

福祉巡回バスは、高齢者や障がいのある人などの積極的な社会参加を促進するため、市内を3つのルートに分け公共施設を結ぶ経路を巡回しています。

実態調査から…

- 「日ごろ何とかしなければならないと思っていること」の回答のうち「自転車が走りにくい」（27.2%）、「路上駐車が多い」（26.3%）、「段差などがありバリアフリーになっていない」（23.6%）、「だれもが安心して往き来できる歩道が少ない」（20.4%）と、日常的な移動に関する内容が続いています。

市民の声から…

- 市役所、保健センターなどに直通バスなどを用意してほしい。
- コミュニティバスや福祉巡回バス（きぼう号）の本数やルートを増やしてほしい。
- 駅周辺、道路、歩道のバリアフリーを推進してほしい。
- 不法駐輪・不法駐車を取り締まってほしい。
- 公園や道路に犬や猫の糞が多くて子どもを遊ばせることができない。

施策の方向

50）だれもが安全でバリアのない交通環境・まちづくり

障がいのある人、高齢者、子どもをはじめ、あらゆる人が不自由なく安心して移動でき、社会に参加できる環境の整備に努めるとともに、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた、福祉のまちづくりを進めていきます。

「吹田市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者・障がいのある人などがよく利用する施設間を結ぶ主な歩道等のバリアフリー化事業を実施します。整備完了後も、より多くの人が安心・安全・快適に移動できるための取り組みとして、バリアフリーに対する認識を深めるための啓発等を進めていきます。また、道路や公園をはじめとする公共空間において、カーブミラー、路面表示、安全柵など、市道における交通安全施設等の整備を進めます。さらに、公共の遊休地を活用してベンチや植栽帯などを設置し、ポケットパーク*（小規模なオープンスペース）を整備することで、快適な移動環境づくりに努めます。

「違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、歩行者の通行の妨げとなっている違法駐車の一掃に向け、啓発等に取り組みます。また、学校や地域などにおける交通安全教育を推進し、自転車利用者のマナー向上など、交通安全意識の啓発に努めます。

レンタサイクルの活用を推進するとともに、駅周辺の商業施設などと協議し、自転車等の路上放置解消に努めます。さらに、駅周辺整備事業の中で必要な場合、自転車駐車場の整備を検討します。

該当する主な事業及び所管課

- 交通バリアフリー化事業、交通バリアフリー基本構想策定事業、迷惑駐車対策事業、交通事故をなくす運動事業、総合的自転車対策事業、レンタサイクル事業、自転車駐車場整備事業、安全施設整備事業［交通政策課］
- ポケットパーク整備事業［緑と水のふれあい課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□	□			

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

51）移動手段の充実

高齢者、障がいのある人などが出かけやすく、積極的な社会参加ができるよう、市内の公共施設を結ぶ経路の福祉巡回バスの運行を継続して行います。

公共交通機関の不便な地域における、高齢者等移動制約者の移動手段の確保や、社会参加の促進等を目的として、運行しているコミュニティバスについて、今後も利用者のニーズ把握に努め、バス停位置の変更の検討など、利便性の向上をめざしていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 福祉巡回バス運行事業［高齢生きがい課］
- コミュニティバス運行事業［交通政策課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎		○	

（4）生涯学習・生涯スポーツの振興

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉活動を推進していくためには、おおむね小学校区ごとに整備された地区公民館を有効に活用して、生涯学習事業との連携を図ることも大切です。地区公民館の主催講座では「高齢化」「障がいのある人の理解」など、福祉をテーマにした講座も行っており、地域の関係団体との共催によるものも多いです。しかしながら、連携が十分でない地域もあり、改善が必要な場合もあります。

体育施設を有効に活用し、市民のだれもが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、生涯スポーツの普及が求められています。特に、スポーツは健康づくりの一環として、介護予防にも効果があり、多くの市民の参加が求められます。本市では、学校体育施設の開放をはじめ、さまざまなスポーツ振興のための取り組みが進められていますが、地域福祉活動団体との連携によるスポーツ振興が課題です。

市民の声から…

- 公民館の貸室は地域福祉活動団体に積極的に使わせてほしい。
- スポーツを行うことで健康でいられる。
- スポーツ振興と地域福祉活動団体との連携が不足している。特に小学校単位での活動が求められている。

施策の方向

52）地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携

地区公民館の生涯学習事業と地域福祉活動との連携を強め、地域住民参加型の健康づくり教室や福祉ボランティア活動に関する学習活動の促進を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 地区公民館事業［中央公民館］
- 地区福祉委員会活動［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○		○

53）生涯スポーツの振興

心身のリフレッシュ、健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、また、高齢者にとっては介護予防にもつながるよう、生涯スポーツに取り組める環境を整備していきます。さらに、健康づくり事業との連携を図りながら、地域福祉活動の一環としてのスポーツ・レクリエーション活動を促進していきます。

該当する主な事業及び所管課

- トレーニング室利用者実技講習会、シェイプアップレッスン［総合運動場］
- 学校体育施設の開放、各種体育行事の開催（市長杯・旗大会）、各種体育行事の開催（地区市民体育祭）健康づくりフェスティバル補助事業、地域スポーツ振興事業

［体育振興室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□		□	□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○		○	○

コラム

悩んだときは、保育園が力になります

地域貢献支援員（スマイルサポーター）

民間の認可保育園に在籍しているスマイルサポーターが、地域の相談に応じている。市内の保育園に勤務しながら、スマイルサポーターとしても活躍されている保育士の疋田（ひきた）さん。その活動の様子を伺った。

「うちに双子を預けている保護者さんから『近所に三つ子がいる家族がいるんだけど…』という話があったんです。ただでさえ三つ子で大変なのに、まだ歩き始めの年頃だから、気軽に連れ出すこともままならないみたいで。『育児に息詰まっているのを、何とかリフレッシュさせてあげられないかな』ということから、それなら…と、双子の保護者さんにお願いして、三つ子を保育園に遊びに連れて来てもらうことにしました。結果的にお母さんの負担も軽くなったし、子どもを連れ出す良いきっかけにもなったみたいです」

保育園以外にも、育児教室などで地域に出ることもあり、そこでの会話の中からも相談を受けたり、情報を得たりしているという。「どこにどういう人がいる、というような、園内にいるだけでは入りづらい情報も、地域の人や民生委員との話の中で得ることができます」

保育園という環境上、「普段は子育ての相談が中心」とのことだが、スマイルサポーターは、豊富な経験や専門知識の習得により、介護やDV、虐待、病気など、幅広い悩みに柔軟に対応し、解決へと導いてくれる。「この悩みはどこに相談すればいいのかな？」ではなく、「とりあえず相談してみよう」。そんな気軽な相談窓口として、スマイルサポーターは、地域の方を今日もまた、笑顔（スマイル）にしてくれていることだろう。

相談者のことばに熱心に耳を傾ける疋田さん

（5）地域に密着した商業振興

5年間の取り組み状況と課題

地域の商業は、市民の日常生活を支え、コミュニティの場としての面があります。近年、自動車を利用する人が増加し、郊外の大型店の進展により、商店街などでは空き店舗が目立っています。体が不自由であったり、高齢のために自動車の運転ができないなどの理由で、遠くまで出かけることが困難に感じる人々にとっては、歩いていける範囲に買い物をする場所がないため、日常生活に支障をきたしています。平成17年度（2005年度）に内閣府が実施した調査によると、このような「買い物難民」は、全国で約600万人いると推計されています。身体的にも経済的にも対応が難しい高齢者を中心に問題は深刻化しています。

商店街等魅力向上促進事業では、空き店舗を活用してお店を開業したり、地域住民などとの連携による地域活性化のためのイベント開催など、魅力あふれる場にするための事業を実施する団体に対して助成を行っています。また、商店街等商業共同施設事業では、安心して買い物ができるように防犯カメラ、街路灯などを設置し、魅力ある商業地づくりを行う団体に対して支援しています。ほかに、商店街及び商店ポータルサイト「ＳＵＩ-ＴＡ（スイータ）」を開設し、市内の店舗情報を手軽に検索できるようにしています。商品やサービス、イベントなどさまざまな情報を地域住民に提供するとともに、高齢者や障がいのある人も子育て中の人も、身近な地域で買い物ができ、地域の活性化にもつながる、地域に密着した商業振興が求められます。

実態調査から…

- ひとり暮らし高齢者の具体的な課題として「買い物が大変」などがあがっています。

市民の声から…

- 歩いていける場所にショッピングセンターがほしい。
- 品揃えが豊富であるなど、高齢者も利用しやすいコンビニがほしい。
- 段差のないショッピングセンターがほしい。
- 空き店舗が多く見られ、大型スーパーに対抗できていない。

施策の方向

54）地域に密着した商業振興

商品の提供だけでなく、文化、健康、福祉などに関連するサービスや情報を提供したり、商店街の一角に交流スペースや市民生活を支える施設等を設置するなど、商店街のコミュニティ形成機能を生かした取り組みや、商業者と地域住民との連携による商店街を核としたコミュニティ活性化のまちづくりを支援します。また、市民の日常生活を支え、高齢者も障がいのある人も子育て中の人も安心して買い物ができるよう、地域に密着した商業振興を図っていきます。休憩コーナーなどのオープンスペースの設置やバリアフリー化も含め、高齢者や子ども、障がいのある人などにも配慮した環境整備について、支援を進めます。

該当する主な事業及び所管課

● 商店街等魅力向上促進事業、商店街等商業共同施設事業、商工業団体事業活動促進事業

［産業にぎわい創造室］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

6 地域福祉計画の推進に向けて

だれもがいきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを推進し、本計画の基本目標を「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」としています。そして、具体的な目標を「健康の保持・増進」「社会的孤立の解消」「安心・安全な地域生活」としました。これらの目標を実現していくためには市民（地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア・NPOなど）、社会福祉協議会、事業者、行政・関係機関等がそれぞれの役割を発揮し、地域福祉を推進する必要があります。特に、行政には総合的・体系的な生活保障のための制度の整備やサービスの提供を行う責任にとどまらず、市民のさまざまな地域福祉活動が進む条件を整備し、地域福祉推進の中心的担い手である社会福祉協議会と連携して、協働の広がりを支える役割が求められます。

計画の基本目標の実現のために、市民参画、協働の仕組みをさらに整え、市民とともにまちづくりに取り組む職員や、職場づくりを進め、地域に視点を置いたきめ細やかな施策の展開を図っていく必要があります。

（1）計画の進行管理

5年間の取り組み状況と課題

住民参加による地域福祉計画の進行管理を行うため、さまざまな取り組みを行っています。社会福祉関係団体や公募による市民委員、学識経験者等から構成される吹田市地域福祉計画推進委員会（平成21年〔2009年〕7月から吹田市地域福祉計画策定・推進委員会）を設置し、それぞれの立場から意見・助言をいただいています。また、第1次計画の目標がどの程度達成されているかを確認するために行政評価・市民評価を隔年で実施しています。評価方法についてはだれにでもわかりやすく、より一層有効な内容となるよう検討する必要があります。

また、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定するため開催した地区福祉委員会での懇談会に参加し、地域福祉計画の推進や策定に関するご意見も多くいただきました。

さらに、市全体の福祉の向上をめざすため、地区福祉委員会を対象とした、モデル地区を設置しました。地域福祉計画推進委員会や社会福祉協議会、市が連携しながら地区の地域福祉の進捗状況を経年で把握し、行政サービスや諸制度及び住民による地域福祉活動によって、どのように市民のくらしが変化したかを分析し、地域福祉の推進に生かしています。

市民の声から…

- 地域福祉の現場の声を聞いてほしい。意見交流の場を設けてほしい。

55）住民参加による地域福祉計画の進行管理

福祉審議会*及び地域福祉計画推進委員会などにおいて本計画の進行状況の報告を行うとともに、必要に応じて社会福祉協議会と連携して、地域住民、関係機関・団体、事業者とともに進行状況を検討する場を開催するなど、本計画の推進状況を点検し、住民等の意見を反映しながら、内容の見直しを行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会の設置、吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価の実施［福祉総務課］
- 地区福祉委員会活動［社会福祉協議会］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□			□	

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○	○	○	○

56）モデル地区による地域福祉活動の把握

地域福祉の詳細な進捗状況の経年変化を把握し、行政の諸問題や住民の地域福祉活動によって、市民のくらしがどのように変化しているかを明らかにします。また、今後は障がいのある人へのボランティア活動や福祉施設からみた地域との関わりなど、新たな視点からのモデル地区（活動）の設定を行っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域福祉計画推進モデル地区［福祉総務課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア				□	□

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	

（2）行政の推進体制等

5年間の取り組み状況と課題

本市の地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画が特に推進されている全国の地域福祉先進都市の視察を行いました。また、各部局の既存計画や施策、事業がどのように展開されているか地域福祉を推進する視点で横断的に把握・検討し、関係部局が連携・協力しながら地域福祉を推進するために吹田市地域福祉計画庁内推進委員会（平成21年〔2009年〕5月から吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会）の開催を行いました。

地域福祉の推進や協働によるまちづくりについて職員の意識向上を図るため、NPO体験研修や政策行政課題研修などを行っています。また、職員の福祉意識向上や地域の人と協働できる職員育成を目的に、社会福祉協議会と連携して地域福祉活動体験実習を行っています。今後は、さらに多くの職員が参加するような取り組みを検討する必要があります。

市民の声から…

- 地域福祉計画を推進する部局の人員を増員してほしい。
- 縦割行政による問題が多いので、ヨコのつながりを大切にしてほしい。
- 職員が率先して地域に関わりを持ってほしい、また地域のリーダーになってほしい。
- 職員の福祉意識を向上してほしい。気づきの場を増やしてみてはどうか。

57）地域福祉を推進する部局の充実

福祉保健部地域福祉室福祉総務課が中心となって本計画を推進するために体制の充実を図ります。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域福祉計画の推進及び進行管理［福祉総務課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

58）市の関係部局間の連携・協力

本計画は広範な分野にまたがる既存の計画や施策と密接に関係しており、本計画の実行は、全庁の関係部局の連携・協力がなくては進みません。さまざまな施策を地域で総合的に展開するために、それぞれの部局が所管事業について地域福祉を推進する視点で取り組み、関係部局と連携・協力しながら事業展開を図っていきます。そして、必要に応じて計画の進行状況を把握・検討する場を開催するなど、本計画の推進状況を点検していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会の設置［福祉総務課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

59）行政職員の意識向上と地域との連携

地域福祉の推進、協働によるまちづくりを市民とともに進めていくため、積極的に行政情報や地域情報の収集・提供に努め、情報の共有化を図ります。また、職員研修や大学院修学支援制度を活用し職員の意識向上を図り、地域と連携しながら協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図っていきます。

該当する主な事業及び所管課

- 職員研修の充実と職員の能力開発支援［職員研修所］
- 職員研修の実施［福祉総務課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

（3）関係機関・団体等との連携

5年間の取り組み状況と課題

地域福祉関係部局と社会福祉協議会との連携を強めるため、地域福祉担当者会議を隔月に1回開催しています。コミュニティソーシャルワーカー及びボランティアコーディネーターや地域福祉関係部局の情報交換を行っています。今後は会議へのより多くの関係機関の参画が求められます。

60）関係機関・団体等との連携

本計画を推進し、計画に基づく施策を展開していくためには、当事者組織をはじめ、自治会などの地域住民組織、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、ボランティア、NPO、社会福祉施設、事業者、保健・医療機関、関係行政機関などとの連携が重要です。これらの関係機関・団体等との連携を強めながら、本計画を推進していきます。

該当する主な事業及び所管課

- 地域福祉担当者会議［福祉総務課］

	市	ブロック	中学校区	小学校区	自治会
整備エリア	□				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○	○	○	○

● 施策の整備エリア及び担い手一覧 ●

		整備エリア					担い手				
		市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)	国・府	市	社協	事業者	市民
1)	コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化		□				○	◎	○		
2)	ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化	□					○	◎	○		
3)	立ち寄りやすいボランティアセンターづくり	□						◎	○		
4)	広域コミュニティ施設の整備	□	□					○			
5)	地区公民館・地区市民ホール等の整備				□			○			
6)	身近な地域での自治会集会施設の整備への支援					□		○			
7)	既存施設の福祉的活用の促進	□	□	□	□			○	○	○	○
8)	地域福祉活動の財政支援策の充実	□	□	□	□		○	◎	○		
9)	地域福祉活動を進めるための情報発信	□			□			○	○	○	○
10)	くらしや健康に関する地域課題を認識するために小地域単位での学習会や懇談会の開催支援				□			○	○	○	
11)	男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実	□			□			○	○	○	
12)	青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進	□						○	○	○	
13)	当事者の地域福祉活動への参加の支援	□			□			○	○	○	○
14)	大学との連携による地域福祉活動の促進	□						○	○	○	
15)	社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援	□					○	◎			
16)	民生委員・児童委員活動への支援	□						○			
17)	自治会を中心とした地域活動への支援				□	□		○			
18)	ボランティア・NPO等の地域活動への支援	□		□				○			
19)	当事者組織の活動への支援	□						◎	○		
20)	専門機関との連携・ネットワーク強化への支援	□	□					◎	○	○	
21)	地域福祉活動団体間の交流への支援	□	□	□	□			◎	○	○	
22)	「まちの縁側」づくりへの支援		□		□	□		○	○	○	○
23)	子どもの遊び場所・居場所の充実	□			□			◎		○	○
24)	災害時要援護者対策の充実				□	□	○	◎	○	○	◎
25)	安全対策（防災・防犯）の充実	□			□			◎	○	○	○
26)	人権意識・福祉意識の向上	□	□					○	○	○	○
27)	福祉サービスの利用に関する情報提供の充実	□	□		□			◎	○	○	○
28)	保健・福祉の相談・支援体制の充実	□	□		□		○	◎	○	○	○
29)	福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実	□	□					◎	○	○	○
30)	福祉サービス利用者の権利擁護の推進	□	□				○	◎	○	○	○
31)	福祉サービスの質の確保	□						○		○	
32)	総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて	□	□				○	◎	○	○	○
33)	健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進		□		□	□	○	◎	○	○	○
34)	地域医療体制の整備	□					○	○			
35)	地域における子育て支援の充実	□	□	□				◎		○	○
36)	子育てを支援しあえるまちづくりの推進			□				◎	○	○	○
37)	配慮を必要とする子どもや家庭への支援	□		□	□		○	◎		○	○
38)	働くこと・育てることの両立への支援	□			□		○	◎		○	
39)	障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進	□					○	◎	○	○	○
40)	障がいのある人を支える福祉サービス等の充実	□					○	◎		○	
41)	高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備	□	□	□			○	◎		○	
42)	高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	□	□		□			◎	○	○	○
43)	新しい課題を抱える人たちへの支援	□	□				○	◎		○	○
44)	セーフティネットの構築	□	□				○	◎	○	○	○
45)	サービス利用のための低所得者対策の充実	□					○	◎			
46)	くらしの基盤である雇用・就労の支援	□					○	○		○	
47)	休日・休暇の拡充の促進	□					○	○		○	
48)	高齢者・障がいのある人向け住宅の確保	□					○	○			
49)	高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成	□					○	○			
50)	だれもが安全でバリアのない交通環境・まちづくり	□	□				○	◎		○	○
51)	移動手段の充実	□						◎		○	
52)	地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携				□			○	○		○
53)	生涯スポーツの振興	□		□	□			○		○	○
54)	地域に密着した商業振興	□					○	○		○	
55)	住民参加による地域福祉計画の進行管理	□			□		○	○	○	○	○
56)	モデル地区による地域福祉活動の把握				□	□		◎	○	○	
57)	地域福祉を推進する部局の充実	□						◎	○		
58)	市の関係部局間の連携・協力	□						◎	○		
59)	行政職員の意識向上と地域との連携	□						◎	○		
60)	関係機関・団体等との連携	□					○	○	○	○	○

コラム その3

できることから一歩ずつ ～支えあいのカタチ～

積極的に地域で活動を展開している中内さん。さらに、めざすべきビジョンがある。

「もうすぐ70歳になるんやけど、もう1度人生を見つめ直そうと思うねん。何歳まで生きて何をするか。それで、もう1回道場に行って身体を鍛え直すわ。地域に必ずいじめられっ子っておるやろ。その子がいじめに耐えられるように身体と心を鍛えてあげたいねん。ほかにも今年の夏はいろいろしたいと思ってる。広場や屋上庭園もあるから、流しそうめんなんかやりたいわ」

中内さんのような人が地域にたくさんおられたら、吹田はもっと住みよいまちになると思うのだが…。活動の担い手不足が問題だ。

「地域で決まりきったことばかりしていたら、新しい人は入ってこないわ。むしろ引いていくな。しきたりがあるかもしらんけど、自分も楽しめて、ほかの人も心から喜んでもらえる、きれいごとじゃない1対1のぶつかりあいが大事やわ。地域との関わり方はいろいろあると思う。4月からは自治会役員を辞めんねん。でもボランティアとして2倍働くつもりや。ボランティアで参加して、地域のことは役員だけがするわけやないんやで、関わってみたらおもしろいんやでってことを伝えていきたいわ。実は花壇周りの草引きも最初は1人でやってたんやけど、今では6人もやってくれてる。水やりも『ご苦労さん』と言ってくれる人もおんねん。“一歩会”でも新しい人が来たりしとる。少しずつでいいから自分の住むとこをもっとよくしようっていう思いが、地域の輪をつくるんやわ」

お話を伺っているときも、サロンにたくさんの人が訪れ、笑い声が響いている。

「ここのスタッフの人はほんまに偉い。初めて来た人に必ず声をかけて、疎外感なんて一切感じさせへん。あんな姿をみたら自分も知らん顔でけへんよ」

中内さんの取り組みはこれからも続く――（完）

佐竹台サロンのスタッフのみなさん